

令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年2月4日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 開 会 令和8年2月4日
4. 応招、出席議員

1番 松 尾 榮 子	2番 山 田 喜代子
3番 増 田 葉 子	4番 三 浦 容 子
5番 武 藤 美砂子	6番 柴 田 圭 子
7番 大 野 忠 寄	8番 間 瀬 真 一
9番 軍 司 俊 紀	10番 長谷川 則 夫
5. 不応招、欠席議員
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者 藤 代 健 吾	副管理者 笠 井 喜久雄
副管理者 橋 本 浩	事務局長 大 野 徳 強
庶務課長 久 古 耕 平	印 西 クリーン センター 宮 本 純 一 工 場 長
平 岡 自然公園 事業推進課 主 幹 土 井 秀 之	
7. 管理者提出議案

議案第 1号	工事請負契約の締結について
議案第 2号	令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）について
議案第 3号	令和7年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第 4号	令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について
議案第 5号	令和8年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算について
8. 議員提出議案 なし
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

8番 間 瀬 真 一	9番 軍 司 俊 紀
------------	------------
11. 議事の経過

◎開会の宣告

○議長（柴田圭子議員） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご苦労さまです。

長谷川議員に代わりまして、新しく議長を務めさせていただきます柴田です。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（柴田圭子議員） 本日の会議を開きます。

議事に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（柴田圭子議員） 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田圭子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席8番、間瀬真一議員、議席9番、軍司俊紀議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田圭子議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（柴田圭子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、管理者から議案の提出があり、これを受理したので、報告します。

次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（柴田圭子議員） 日程第4、行政報告を行います。

藤代管理者から行政報告の申出がありますので、これを許します。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） 議員の皆様におかれましては、ご多用のところ、令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。これまで組合議会では、管理者挨拶として当組合事業の状況についてご報告をさせていただいておりましたけれども、今日の組合議会から新たに議事日程に行政報告として加えさせていただきます。組合事業の主

立った事項等々につきましてご報告させていただくこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、令和7年第2回定例会以降の主立った事項についてご報告いたします。

まず、本年1月1日、印西クリーンセンター3号炉の立ち上げ準備を行っていたところ、3号炉のボイラー水冷壁内面に破孔が確認されまして、炉内へ漏水していることが確認されました。これにより焼却量が低下することが予測されたことから、近隣処理施設へ家庭系可燃ごみの受入れを要請しまして、1月8日及び9日に柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合とナリコー株式会社の両施設へ搬出いたしました。現在は修繕を完了しまして、1月13日から焼却を再開しているところでございます。

続きまして、1月19日であります。次期中間処理施設事業に係る財源確保に向けまして、昨年末から調整を図りながら、正副管理者にて環境省に対しまして、廃棄物処理施設整備交付金の交付率の引上げ、また総務省に対しましては、地方単独事業費に対する地方債の充当率の引上げについて、廃棄物処理施設整備に対する財政措置の拡充に関わる要望活動を行ったところでございます。関係市町財政の負担軽減のために、引き続き財源確保に向けて努めてまいりたいと考えております。

続きまして、組合事業の状況について報告をいたします。

最初に、ごみ処理事業でございますが、昨年12月末時点で印西クリーンセンターに搬出された関係市町からのごみ量は3万5,479トンで、前年比、同月比でマイナス約1,077トン、約2.95%の減となっております。家庭系、事業系ともに横ばい傾向にあることから、関係市町と協力をしまして、より一層のごみの軽量化、資源化を図っていく所存でございます。

次に、最終処分場でございますが、昨年12月末現在の実績は、全容量40万2,200立方メートルに対し、埋立て量が12万5,765立方メートルで、埋立て率は31.2%となっており、今後も地元区と対応しながら、円滑に事業を進めていきたいと考えています。

次に、温水センター事業でございますが、昨年12月末現在の利用者数は約14万6,400人と、多くの方々にご利用いただいているところでございます。引き続き適正な運営管理に努めてまいります。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、施設建設に伴う造成工事及びくい工事が完了しまして、現在、躯体、コンクリートの打設及び鉄骨工事を進めているところでございます。躯体工事につきましては、令和8年10月まで継続して実施する予定でございます。

また、関連といたしまして進めておりますアクセス道路の地盤改良工事につきましても、令和8年3月に完了する予定でございます。

地域振興事業といたしましては、施設の土木基本設計、実施設計として用地造成及び雨水排水計画の策定業務を進めており、令和8年6月の完了を予定しております。

次に、平岡自然公園事業でございますが、印西斎場につきましては、昨年12月末現在の火葬件数が1,341件、前年度同月比でマイナス10件、約0.74%の減、平岡自然の家の実績につきましては、昨年12月末現在の利用件数が、体育館、研修室、多目的広場の全体件数で1,951件、前年同月比でプラス160件、約8.9%の増、最後に印西霊園の実績でございますが、昨年12月25日を期限とした芝生墓地の使用許可申請の受付により37件の使用許可、また納骨堂における通常合葬は12件、合祀墓における直接合葬は72体の使用許可を行ったところでございます。

以上が主な報告事項でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、議案第1号として工事請負契約の変更について、議案第2号は令和7年度一般会計補正予算（第3号）について、議案第3号としまして令和7年度墓地事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第4号としまして令和8年度一般会計予算について、議案第5号につきましては令和8年度墓地事業特別会計予算についての以上5件でございます。

詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田圭子議員） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柴田圭子議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問については、一問一答方式、質問時間30分の申合せになっておりますので、議事進行にご協力をお願いします。

では、質問の通告のあった議席9番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 改めましておはようございます。議席9番、軍司俊紀です。通告に基づき、一問一答で質問させていただきたいと思っております。質問に早速入ります。

質問1、新クリーンセンター稼働に向けた広域運営の最適化と資源循環の質的向上について。令和10年度の次期中間処理施設稼働まで2年余りとなり、現在は運営体制の細部を固める重要な時期にあります。本組合は、印西市、白井市、栄町の2市1町が連携する広域行政のモデルだと考えますけれども、新施設の稼働を単なるハードの更新にとどめず、社会情勢の変化に対応した運用の高度化を図るべきであると考えます。特に物流・人手不足の常態化や、既に取り組んでいるリユース施策の次なるステップについて、以下の4点から組合の見解を聞きたいと思っております。

（1）、収集運搬の効率化と行政境界を越えた広域最適化についてお聞きします。既に2024年問題を経て、収集運搬コストの高騰と人員確保の困難さは顕在化しているのではないかと。

①、2市1町の広域ルート再設計について、現在、収集ルートは、各市町の行政区分に依存しているように考えるが、新施設への搬入を前提とした場合、2市1町の境界をまたいだ広域最適ルートへ再編することで、走行時間の短縮と燃料費抑制が可能ではないかと。新施設稼働に合わせた収集DX、AI配車等の導入は検討されているのか、お聞きします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現在、中間処理施設の建設に注力しており、収集運搬等のソフト面につきましては、検討できていない状況でございます。ご指摘のとおり行政界をまたいだ収集ルート、効率化の検討については、重要な課題と考えておりますので、まずは先進事例の調査や関係市町との意見交換などを行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 次期中間処理施設の建設が最優先課題であることというのは十分に理解しておりますけれども、新施設稼働まで残された時間が限られている中、収集運搬をはじめソフト面の検討、稼働後の課題と先送りすることは、結果として施設能力であるとか投資効果を十分に生かされないおそれがあると思っております。とりわけ収集運搬分野は人手不足やコスト高騰の影響を最も受けやすく、行政界に依存した現行ルートのみでは、広域運営の強みを発揮できないと考えます。環境整備事業組合は一部事務組合だからこそ、2市1町の枠を超えた収集ルートの最適化やAI配車等の収集DXの導入可能性を、新施設稼働を見据えて早期に検討すべきではないでしょうか。単なる事例調査にとどまらず、新施設稼働時点でどこまで実施を目指すのかという到達目標と工程を明確にし、関係市町との役割分担や調整の場を速やかに設けることを強く求めます。新クリーンセンターは、名実ともに広域運営の最適化モデルとするためにも、ハード装備と並行したソフト面の高度化により踏み込んだ検討と主体的な取組ができないかを確認します。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 繰り返しの答弁となりますが、関係市町と協議しながら、まずは先進事例等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） しっかりとスケジュールを組みながらやっていただきたいと思います。

（2）のリユースの点から面への展開についてに入ります。一部事務組合を構成する印西市では、既に民間プラットホーム「おいくら」を導入し、一定の成果を上げているように思います。しかし、オンラインでのマッチングが難しい大型品や搬入後にまだ使えると判明する品への対応は、依然とし

て課題だと私は考えます。

①、搬入拠点における物理的リユースの強化について。新施設において自己搬入された粗大ごみの中から再利用可能なものをその場でピックアップし、展示・譲渡、あるいは専門業者へ引き渡す物理的なリユース機能を考えていくことはできないのか、その具体策を問います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

次期中間処理施設でのリユース施策に関する対応につきましては、現クリーンセンターの1階で行っておりますシルバー人材センターにより修理された粗大ごみ等の展示販売や、印西市環境フェスタへ参加し、修理品の譲渡を行っている取組を引き続き実施していくことに加え、物理的リユースの新たな取組につきましては、当組合と関係市町において検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今ご回答にありましたとおり、現在のクリーンセンターにおいて、1階で行っていますシルバー人材センターによる修理展示販売や、あるいはイベント、環境フェスタなんかでのイベントでの譲渡といった取組が行われている点については、一定の評価をしたいと思えます。一方で、ただこれらは限定的、個別的な取組にとどまっており、御覧になっていただければ分かると思うのですけれども、この会議室の東側に今粗大ごみの処理施設というか、1次処理場がありますよね。あそこを見ると使えそうなものがたまに並べて置いてあるので、ああいうのを使えないのかなと思って見ているわけですが、一部事務組合としてのリユース施策は、結局点で展開されている段階にあるように、私は感じています。新クリーンセンターは、単なる処理施設ではなくて、循環型社会を体現する資源循環拠点として位置づけられるべきではないかと。もちろんこのことは、今回の新クリーンセンター建設に当たっては書かれていると思うのですけれども、その資源循環施設として位置づけるということにおいて、やはり自己搬入段階で再利用可能な物品を確実に救い上げる仕組みをつくることというのは重要なのではないですか。特に大型品やオンラインマッチングに適さない物品については、搬入後に破碎処理されてしまえば二度と活用できず、極めて惜しい資源ロスとなるように、私は思います。新施設においては、再利用可能品を選別、一時保管し、展示譲渡や専門事業者への引渡しにつながる物理的リユース機能を現在よりさらに常設的に位置づけることで、リユース施策を点から面へ発展させることが可能になると私は考えます。その際、人的負担を最小限に抑える運営方法とか、関係市町、民間、あるいは福祉団体等の役割分担を含め、稼働開始時から一定程度機能する仕組みをあらかじめ今から考えておくべきではないのですか。そのことについてどのように思うか、お答えください。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

稼働開始時から一定程度機能する仕組みを構築することが重要であると考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 新クリーンセンターを広域行政の象徴的施設とするためにも、リユースの付加的な取組だけではなくて、施設機能の一部として明確に位置づけて、より踏み込んだ検討と具体化を強く要望しておきます。

（3）に入ります。事業系ごみの分別の徹底と処理原価の適正化についてです。組合の最終処分場には余裕があるように思うが、焼却炉の安定稼働と処理コスト抑制のためには、事業系ごみの減量は避けて通れません。

①、排出事業者への資源化の指導についてお聞きします。大規模店舗や事業所から搬入されるごみに、資源化可能な紙類・プラスチックが混入している実態はないか。あると思うのですけれども、新施設稼働に向けて搬入規制の強化とか、排出事業者に対する資源化ルートの開拓を促す直接的な指導体制を構築すべきではないかと考えますが、いかがですか、お答えください。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

事業系一般廃棄物の搬入事業者に対しましては、毎年の搬入許可申請時に紙類の資源化を周知しておりますが、排出事業者への指導につきましては、関係市町の所管業務となっていることから、当組合としましては、関係市町との協力体制により紙類等の資源化を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のご回答をお聞きしていて、もちろん事業系一般廃棄物に関して搬入許可申請時に紙類の資源化を周知していますよね。その点であるとか、関係市町と連携して対応するという考え方については理解します。一方で焼却炉の安定稼働と処理原価の抑制という観点に立てば、現行の周知にとどまる対応では、実効性に限界があるのではないかと私は考えます。特に大規模店舗とか事業所から搬入されるごみの中には、依然として資源化可能な紙類とかプラスチック類が相当量混入しているのではないですか。これらが焼却負荷の増大とか処理コストの上昇につながっている可能性は、現在でも否定できないと思いますし、今後もこれを踏まえると変わらないのではないかなというふうに思います。最終的にはやはり最終処分場に一定の余裕があるとしての焼却工程の効率低下は、印西地区環境整備事業組合全体の財政運営に直結する問題になってくると思うわけです。やはり持続可能な一部事務組合、環境整備事業組合とするためには、こういった点にも十分配慮していかなくてはならないのではないかと私は考えます。事業系ごみの適正処理を進めるためには、もちろんこれ関係市町の所管業務であることを前提としつつも、組合が処理側として把握している実態とかデータを積極的に共有し、より踏み込んだ分別指導とか搬入管理につなげていくことが不可欠なのではないですか。やっぴらっしゃるのでしょうか。例えば分別不十分な搬入物に対する注意喚起の明確化や排出事業者が利用可能な資源化ルートの情報提供など、実務的かつ現場に即した支援を組合と市町が一体となって進めるべきではないのですか。その辺十分なさっているのでしょうか、確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ご質問にお答えいたします。

情報共有につきましては、関係市町と当組合で十分に行っているものと考えておりますが、今後につきましても組合と関係市町が一体となりまして、対策のほう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） ご回答お聞きしながら、やはりこれ新クリーンセンターの稼働を契機として、事業系ごみの量と質、これを同時に改善し、処理原価の適正化と施設の長寿命化、これを図るためにも役割分担にとどまらない実効性のある協力体制の構築を今から強く希望しておきます。

（4）、生ごみ・剪定枝の資源化検討による焼却負荷の軽減についてです。新施設を健全に長く使い続けるためには、焼却炉に負担をかける水分の多い生ごみや大量の剪定枝の扱いを検討する必要があると思います。

①、段階的な資源化のロードマップについてお聞きします。全量焼却から脱却し、まずは剪定枝であるとか多量排出事業者からの生ごみなど、対象を絞った資源化、具体的にはバイオマス利用です。この可能性について、新施設稼働後の印西地区ごみ処理基本計画にどう反映していくのかを確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

ごみの全量焼却からの脱却に関しましては、関係市町であります栄町では、家庭から排出される剪定枝を堆肥化の資源として利用している事例を確認しております。現ごみ処理基本計画の中間目標年である令和10年度において、目標数値の達成状況から数値目標や施策の見直しを行うこととなっておりますので、剪定枝の堆肥化などの事例を考慮し、バイオマス利用の可能性について、当組合と関係市町で検討し、計画の見直しに反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今お答えいただいたように、栄町における剪定枝の堆肥化事例を把握して、今後のごみ処理基本計画の見直しの中でバイオマス利用の可能性を検討していくという今のご答弁については、一定の前向きな姿勢として評価したいと思います。ただ、新クリーンセンターを長期にわたり安定的に稼働させるという観点に立てば、生ごみ、あるいは剪定枝といった焼却化の高いごみへの対応は、計画見直しのタイミングを待つだけでなく、より戦略的に位置づける必要があるのではないのでしょうか。特に水分を多く含む生ごみ、季節的に大量に発生する剪定枝は、焼却効率の低下、あるいは設備劣化の要因となりやすく、処理原価とか施設寿命に直結する重大な課題である、このことを認識していただきたいと思います。全量焼却を前提とした現行の枠組みから一步踏み出して、対象や地域、排出主体を限定した段階的な資源化に取り組むことというのは、やはりこれ現実的かつ効果的な選択肢ではないのでしょうか。そこでちょっとお聞きしたいのですけれども、新施設稼働後の印西地区ごみ処理基本計画においては、単に事例を参考にするだけにとどまらず、剪定枝とか大量の排出生ごみといったようなものを基点とした資源化のロードマップを明確に位置づけて、検討段階、試行段階、あるいは包括実施段階といった工程を示すことが重要ではないかと私は考えます。あわせて、関係市町の既存の施策であるとか地域特性を生かしながら、バイオマス利用の実現性を具体的に検証していく体制を、やはり今から構築すべきではないのでしょうか、いかがですか。ご回答ください。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、バイオマス利用の実現可能性を具体的に検討していく中で、体制の構築も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 新クリーンセンターを将来世代に負担を残さない施設とするためにも、焼却依存からの段階的な脱却を明確な政策目標として掲げ、計画的かつ実効性のある取組を進めることを強く要望しておきます。

大きい（1）について、ここまで新クリーンセンターの稼働を見据えて、まず広域運営の最適化と収集運搬の高度化、リユース施策の面的な展開、それから事業系ごみの分別収集等処理原価の適正化、最後に生ごみの剪定枝の資源化と環境負荷の軽減という四つの視点で質問をさせていただきました。いずれも個別の施策であると同時に、相互に密接に関連し合って、新施設をいかに効率的にかつ持続可能に運営するかという1点、この1点に集約される課題だと考えます。一方で今までご答弁をお聞きしていて、関係市町との役割とか今後の検討に言及される部分が多くて、一部事務組合として、これらをどのように統合して、あるいは主体的な方向性を組合として示していくのか。やっぱり見えない、見えにくいという印象を受けます。

そこで最後にお聞きしたいのですけれども、新クリーンセンター稼働を契機として、単なる施設更新にとどまらず、運営の高度化と資源循環の質的向上を一体的に進めていくための全体構想、検討体制、工程管理の考え方をどうこれからつくり上げていきますか。また、その中で印西地区環境整備事業組合が果たすべき役割と、関係市町との連携の在り方について、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

運営の高度化と資源循環の質の向上につきましては、先ほど来申しておりますように、関係市町と当組合で協議をしていきながら、よりよいものになるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 新クリーンセンターは、今後数十年にわたって地域のごみ行政を支える中核施設となります。その成否は、ハードの性能だけでなく、運営の質によって左右されます。印西地区環境整備事業組合というこの枠組みを最大限に生かして、処理、収集、資源化を一体で捉えた戦

略的な運営へ変化させることを、進化させることを、今まさに判断すべき局面だと私は考えます。将来世代に過度な負担を残さず、持続可能で誇れる広域ごみ処理モデルを構築するためにも、新施設稼働を次の一歩につなげる明確なビジョンと実行力を持って取組を進めることを強く要望したいと思います。これで1番の新クリーンセンターに関しての質問を終えたいと思います。

大きい2番、質問2に入ります。今は新クリーンセンターですけれども、現在のクリーンセンターについての質問です。質問2、次期中間処理施設稼働後の現クリーンセンターはどうなる。印西地区環境整備事業組合では、令和10年度に次期中間処理施設を稼働させ、現在稼働中のクリーンセンターは停止する。新施設稼働後の現クリーンセンターの解体・撤去、土地の処分までの流れについて、特に以下の4点について確認します。

まず、(1)、解体費用の積立てについての考え方をお聞きします。

○議長(柴田圭子議員) 久古庶務課長。

○庶務課長(久古耕平君) それでは、私のほうからは、解体費用の積立てということから、現クリーンセンターの解体に係る基金の設置という観点についてお答えさせていただきます。

現在のところ当該基金を設置する予定についてはございませんが、当組合につきましては、関係市町からの負担金で事業を推進しており、関係市町の負担金の軽減に対しましては重々承知しておりますことから、今後解体費用の取扱いにつきましては、関係市町との協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 軍司議員。

○9番(軍司俊紀議員) 今のご答弁の中で関係市町の負担軽減を承知しているといったような言い方出たと思うのですが、そうであればなおさら基金の設置って避けて通れない話ではないですか。今の管理者、副管理者の体制になるまでは、検討するみたいなこともちらっとおっしゃっていたような気もするのですよ。最近になって話が後退しているのですけれども、現施設の解体費用は、少なくとも数十億円程度の巨額なものになると想定されます。これを解体時に一括で各市町に請求すれば、その年度の市町の財政を大きく圧迫し、結果として住民サービスに悪影響を及ぼすのではないですか。一度に多額の負担を強いることこそが、最も避けるべき負担増ではないのですか。繰り返しですけれども、私が申し上げているとおり、令和10年度の稼働停止まで残された期間は僅かです。解体費用の概算を早急に算出し、関係市町に対し、一括負担のリスクとか計画的積立てのメリット、これを具体的に今から提示すべきなのではないですか。その辺どうなのでしょう。

○議長(柴田圭子議員) 久古庶務課長。

○庶務課長(久古耕平君) それでは、お答えさせていただきます。

関係市町に対して負担のリスク、計画的な積立てのメリット等、具体的に提示することというようなご意見のほう承りました。こちら解体費用につきましては、昨今の工事費用の高騰等ございますので、ただいま議員からのご意見賜った上で、まず関係市町との協議というところを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 軍司議員。

○9番(軍司俊紀議員) 令和10年度までの稼働停止まで僅かですということを繰り返し申し上げているわけですよ。協議という言葉在先送りの道具にせずに、何とか令和8年度中に基金の設置に向けた具体的なスケジュールを作成すべきだと思います。これが将来の住民に負担を先送りしない責任ある財政運営ということになりますので、平準化のメリット、それから組合の自立性、このことを十分に考えながら事業を進めていただきたいと思います。

(2)に入ります。交付金獲得への戦略についてお聞きしたいと思います。

○議長(柴田圭子議員) 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長(宮本純一君) お答えいたします。

現クリーンセンターの解体工事に向けた交付金につきましては、環境省が所管する循環型社会形成推進交付金が該当することから、この交付金を活用すべく、関係機関と協議を進めてまいりたいと考

えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のお答えを聞いていて、ええっと思ったのですがけれども、循環型社会形成推進交付金というものは、これを活用、検討するというご答弁ですがけれども、この交付金って、単に申請すれば通るという性質のものではないですよ。交付金獲得のためには、今申し上げた循環型社会形成推進地域計画に解体事業を適切に位置づけ、環境省が求める廃棄物処理施設の集約化であるとか、資源循環の高度化というストーリーに合致させる必要があると思うのですがけれども、どのようにお考えになっていますか。それこそ早期に戦略を策定して省庁横断的な情報収集、この省庁横断的なというのは、環境省だけでなく、たしか厚労省なんかも入ってくると思うのですがけれども、そういったものも含めて、しっかりと令和8年度の予算の中でどうこのようなものを確保していくのか、考えていくのかというのを考えるべきではないかなと思うのですがけれども、どのようにお考えになっているのか、改めてお聞きします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

こちらの交付金につきましては、令和9年度に活用を検討しております。計画につきましても、それに合わせてつくっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 令和9年度ということですがけれども、令和8年度、令和9年度、2か年でできるものですか。できるものというか、やらなければいけないと思うのですがけれども、いずれにせよ、早期に戦略のほうを策定していく必要があると思いますので、最近の環境省の動向、こういったものを見極めながら、最近はどうも解体するよりも跡地をどう資源循環に活用するのかという、そういうようなストーリーを結構環境省好んで採用しているように文書で見ますので、制度上のルールを知っているというのをこちらのほうで、組合のほうでしっかりと認識していただきながら、ぜひとも交付金を獲得するような戦略を取っていただきたいと思いますというふうに考えます。

（3）の地下埋設物の処理方針についてお聞きしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

地下埋設物の処理につきましては、解体工事の設計においてどのような地下埋設物があるか、調査を行った上で、専門家などの意見を伺いながら最適な処理方針を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今の回答をお聞きして思ったのですがけれども、調査してから考えるという、そういうスタンスでいいのですか。合理的に見えますけれども、では想定外の追加費用が発生した場合というのは、それは仕方ないで済ませるのですか。私がお聞きしたいのは、これ遡っての話なのです。この印西地区環境整備事業組合の印西クリーンセンター、現在の印西クリーンセンターができたときの設計図書とか残っていないのですか。そういう設計図書が残っているというの、多分必然だと思うのですがけれども、そういったものから建設当時の竣工時であるとか、あるいは地質調査資料、あとは過去の改修記録などを今から精査して埋設物の有無とか、その種類って予測できるはずではないのですか。設計段階になってから慌てるのではなくて、事前にリスクを洗い出しておくべきなのではないのですか。あるいは今申し上げたような書類を見ていたら大規模な埋設物が発見された場合、その費用というのは、撤去費用というのは、解体費用、大幅に超過するおそれがあります。その際のリスク負担ってどうするのですか。やはりこれ2市1町で持たなきゃいけないと思うのですよ。そういったことも踏まえて、この既存資料の徹底検査というものをあらかじめ行っておくべきではないのかなと思うのですがけれども、その辺ってどのようにお考えになっているのですか。今のお答えを

お聞きしていると、調査してから考えるというのは、それ違うのではないと思うのだけれども、どうでしょう。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

議員のおっしゃられるとおり、既施設に関する資料につきましては、できる限りの抽出を行い、埋設物等の確認を行った上で、委託をかけて専門家等の意見を伺いながら最適な処理方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今申し上げた話というのは、もちろん資料を探してもらって、そこからの話だと思うのですけれども、仮の話になってしまうと、あまり質問としてはよろしくないのかなと思うのですけれども、さっきの（1）の解体費用の積立て方、積立て、つまり基金なんかの話と非常にリンクをしていて、地下から何が出てくるか分からないから市町の単年度予算で賄おうとすれば、その年の予算がパンクするから基金を考えたらどうだという提案をしているわけです。ですから、基金よりも、まず既存資料のほうを徹底調査して、現施設が建つ前の記録をどれだけ把握しているのかというのを今後お聞きしていきたいと思っておりますけれども、しっかりとこの地下埋設物については調査していただきたいと思っております。

（4）、負の遺産化の防止についてお聞きします。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうからは、負の遺産化の防止についてお答えさせていただきます。

現クリーンセンターの処分につきましては、まだ具体的な検討につきましては行っておりませんが、新施設が稼働した後は、現クリーンセンターの土地を含む処分を予定しております。今後におきましては、関係市町と議論をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のご回答は、土地を処分する予定と言いつつも具体的なビジョンとかスケジュールが皆無で、まさかとは思いますが、放置していくというリスクを含んだ、はらんだ、極めてちょっと危機感が薄いのかなと思ったりするわけです。その検討の遅れこそが施設を負の遺産化させる最大の要因となるというように、私は考えます。全国の自治体で閉鎖した公共施設の解体方針が決まらず、警備費とか維持管理費だけが流出し続けて、地域の防犯、景観上の懸念材料となっている事例というのはよく聞きます。こういうことを避けるために、印西地区環境整備事業組合について、やはり出口戦略です。こういったものを今から早急につくるべきではないかと思っております。令和10年の稼働停止から解体、土地の譲渡、活用に至るまでのタイムスケジュールというのを、新施設稼働前に確定させるべきなのではないですか。その辺についてどう思うか、まずお聞きします。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうからタイムスケジュールについて、新施設稼働前に確定させるべきではないかというようなご質問についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃられるように、令和10年の稼働停止以降、解体、土地の処分等、予定しているというような形で、先ほど答弁させていただきました。時間的なものもございまして、今議員おっしゃられたこと、ご意見十分賜った上で、今後ご意見を生かして当該業務を進めていきたいと考えております。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 続きなのですが、検討していくということで、それはそれでお願いしたいのですが、やはり単なる土地の売却益を求めただけでなくて、先ほど私のほうが提示させていただいたリユースの拠点であるとか地域防災、資源循環の拠点など、2市1町の住民が将来にわたって恩恵を受けられるような活用策というの、組合としては考えるべきではないのかな。もち

ろん売却するというものもあるかもしれませんが、要は協議の主体をどこが持つのだということです。関係市町と議論するという受け身の姿勢ではなくて、土地の所有者である組合が専門家の知見を交えた跡地活用ビジョンというのを主体的に作成し、市町へ提案するリーダーシップをやっぱり組合が持つべきではないかと思えます。稼働が終わったから、あとは知らないという無責任な財政運営は許されません。現施設を最後まで、そして跡地を次世代まで有効に活用するための戦略を、今年度中、令和8年度中に具体化するということをやったりすべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） ただいまの議員のご意見十分賜った上で、今後関係市町との議論、協議というのも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今事務局からのご回答ですけれども、ぜひ管理者、副管理者のほうから何かご意見があったら、考え方があったら示していただければと思えますが、いかがですか。

○議長（柴田圭子議員） 藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） 議員のご指摘のとおり、まさにそのとおりかなと思えます。どうしても10年4月のクリーンセンター、新クリーンセンター、こちらのオープンというところをやっぱり最優先に進めているところですので、実は今後この跡地、議員おっしゃるとおりで、負債化しないような対応というところで、当然ながらこの場所きれいにしていくということも含めて、内々議論を始めているところでもあります。結構時間あるようでないので、しっかりとそこは検討していかなければいけないと思っておりますし、ここの協議の主体を誰がリードするのかということも非常に難しいところでもありますけれども、現実的には組合の側なのか、ないしは恐らく立地しているのが印西市ですので、印西市になってくるのだと思えます。両方のトップを私が務めていますので、副管理者の二人と、あと関係市町の皆さんとも議論しながら、どういう体制で進めていくのかということもそうですし、スケジュールのところもはっきりさせていきたいなというのは考えているところですので、今すぐいつまでということもなかなか明言できないのですが、議員の問題意識については、私も重々承知しているところですので、しっかりとこのエリア全体の次代のまちづくりの拠点になっていくような、そうした場所にこの場所が変わっていくような、そうした取組を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 管理者からご答弁いただきまして、ありがとうございます。しっかりと現在のクリーンセンター、温水センターの部分まで含めるとかなり広いエリアになりますので、ここをどうするのかというのは、かなり大きな課題となってきますので、早急に議論を進めていただければというふうに思います。

最後の質問3に入ります。地域振興事業である地域還元施設の現状と組合への要望であるプールの存続についてお聞きしていきたいと思えます。前回の組合議会10月22日で、地域振興策の今後について問うたところ、地域振興施設の整備内容に関する吉田区との最終調整については、今年度中に調整を完了させたいと考えている旨の回答があり、さらに再質問で核となる集客施設はいつ決定し、公表に至るのかを確認したところ、吉田区との最終調整については、12月下旬に調整を完了させたいと考えている。調整後は速やかに計画内容を公表する予定ですとあったが、1月20日現在、公表されていません。

（1）、現状と今後についてお聞きしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

令和7年10月22日に開催いたしました令和7年第2回議会定例会におきまして、物価高騰により地域振興施設の導入機能や規模を大幅に精査、また段階的な整備とせざるを得ない状況となったことに

関し、吉田区と最終調整中である旨をご説明したところでございますが、その後、令和7年11月15日に指定管理者に選定する予定の株式会社よしだが、地域振興施設の運営管理における連携パートナー企業を決定いたしました。当該企業につきましては、類似施設の運営管理実績が豊富で、様々な知見及びノウハウを持っていることから、さらなる収益性向上や運営管理のしやすさなども踏まえた意見交換を行い、整備内容の微調整を進めたいと考えております。つきましては、地域振興施設の整備内容に関する吉田区との最終調整につきましては、現時点の状況として令和8年2月末を目途に完了できればと考えております。

なお、公表につきましては、令和8年3月に発行いたします当組合の広報紙やホームページ等を活用し、主要事項を簡明に整理した地域振興事業の概要を公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 期待されている施設ですので、公表スケジュールがさらに遅れることがないようお願いをしていきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、そもそも今回のメインテーマであります、この質問3の住民から引き続き要望のある温水プールの存続、あるいはその新規施設というのは、組合としては検討されていないのでしょうか。これ前回は申し上げたところであると思うのですが、回答は正直、想定できるものではあるのですが、改めてここで住民から要望もありますので聞いておきたいと思っております。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

温水プールの存続につきましては、現クリーンセンターの地域振興対策として実施しているものとなりますので、現クリーンセンターの廃止に合わせて温水プールの当初の設置目標は達成したものと考えております。仮に温水プールを存続するには、新たな熱源の確保や大規模修繕が必要となり、多額の費用を要することから、当組合といたしましては、温水プールを存続することは現実的ではないと考えております。また、次期中間処理施設の地域振興事業としましての温水プールの新規設置につきましては、吉田区の声や踏まえた整備コンテンツの優先順位のほか、高額な整備費及び維持管理費を要することから、プールの整備につきましては困難な状況と考えております。このことから、現在温水プールの存続及び新規設置に向けた検討は進めておりません。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 最後になりますので、前回と同じくできないと、考えていないという答弁だったと思うのですが、やはり住民からずっと使っているし、プールだけではないのだよという話もあるのですよ。例えば集会所とか、いろいろスポーツ施設なんかもあったりしますし、そういったものも含めてなくなるということについて、前回は令和9年度に公表するというようなこと、周知に努めるというようなこともあったと思うのですが、今おっしゃったような理由をやはり明確にして、では今後はどうするのだということを、なかなか納得はできないと思っておりますけれども、組合の考え方、それを少しでも早く周知、そして多くの方々に理解を得られるように努めていただきたいと思います。最後に考え方を聞いて終わりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

議員おっしゃられるように廃止に向けた理由と、その辺を含めまして、早期に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 以上で軍司議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は11時。

(午前10時54分)

○議長（柴田圭子議員） 再開します。

（午前11時00分）

○議長（柴田圭子議員） 次に、議席1番、松尾榮子議員の発言を許します。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 議席番号1番、松尾榮子でございます。3項目にわたり質問をさせていただきます。

質問1です。これまでもちょっと話も出てきておりますが、次期中間処理施設整備事業の地域振興施設について伺います。組合では、次期中間処理施設の整備に合わせまして、今後地域振興施設の建設にも取り組んでいくに当たり、公募型プロポーザルを実施したということです。

（1）、土木基本設計、実施設計の公募型プロポーザル受託候補者の選定結果について、提案者A、提案者Bの評価結果について伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

土木基本設計、実施設計の業務委託につきましては、公募型プロポーザル方式により、最優秀提案者を選定することといたしました。プロポーザル資料及びヒアリングの評価に当たりましては、組合職員4名で構成する最優秀提案者選定委員会において実施し、結果につきましては、組合ホームページにて公表しております。最優秀提案者に選定され、業務委託契約を締結した日本工営都市空間株式会社千葉事務所につきましては、他の提案者に比べ、経済的な土木工事の実現に向けた留意点などの提案書及びヒアリングにおけるプレゼン能力が高く評価されました。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） ホームページで公表されております最優秀提案者の選定に向けた評価書を見せていただいております。見積金額、受注の実績、それから選任担当者などの項目につきましては、いずれも提案者Aのほうが高評価でしたが、組合が求める経済的な土木工事、雨水排水の全量浸透、残土の有効活用等に関する留意点についての提案書、またプレゼン能力についての評価につきましては、いずれも今回選定されました日本工営都市空間（株）のほうが高くなっており、総合点でこちらが受託者に選定されております。留意点に関する提案内容について、特にどういった内容を評価したのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

土木基本設計、実施設計の業務委託におけます公募型プロポーザルの評価につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、組合職員4名で構成する最優秀提案者選定委員会において実施し、平均点の最上位者を最優秀提案者に選定し、既に業務委託契約を締結しております。4人個々の評価結果につきましては公表しておりませんが、全体論としまして、これまでの業務実績に基づく、具体的かつ事業環境を踏まえた的確な提案があったものと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 提案者のAとBで3.4ポイントの点差がついております。ヒアリングにおけるプレゼン能力なのですが、これは地域振興施設の土木の基本設計、実施設計の内容について、直接関わるものではないように私は思いますけれども、業務内容にどのように関わるものとして評価されたのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

今回の土木基本設計、実施設計の検討につきましては、専門性の高い様々な打合せが伴います。具体的には、印西市との開発行為手続、埋蔵文化財への影響を最小限に止める調整、アクセス道路工事など周辺工事との調整、雨水の全量浸透処理を安価に実現するための調整などが挙げられます。これ

らを円滑に進めるために、当組合及び関係機関と多くの打合せが必要となりますので、ヒアリングにおけるプレゼン能力を評価することを通じ、様々な打合せにおける対応能力を確認することといたしました。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 各種難しい調整のための調整能力を評価したというようなことになるのでしょうか。

それでは、次の（2）に入ります。地域振興策につきまして、これまで非常に大きな見直しがあったということなのですが、地元吉田区との協議の進捗状況と内容について伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

令和7年10月22日に開催いたしました令和7年第2回議会定例会におきまして、物価高騰により地域振興施設の導入機能や規模を大幅に精査、また段階的な整備とせざるを得ない状況になったことに関し、吉田区と最終調整中である旨をご説明したところでございますが、その後、令和7年11月15日に指定管理者に選定する予定の株式会社よしだが、地域振興施設の運営管理における連携パートナー企業を決定いたしました。当該企業につきましては、類似施設の運営管理実績が豊富で、様々な知見及びノウハウを持っていることから、さらなる収益性向上や運営管理のしやすさなども踏まえた意見交換を行い、整備内容の微調整を進めたいと考えております。つきましては、地域振興施設の整備内容に関する吉田区との最終調整につきましては、現時点の状況ですと令和8年2月末を目途に完了できればと考えております。

なお、地域振興施設の導入機能や規模を大幅に精査すること、また事業収益を用いた段階的な整備とせざるを得ないといった大枠の考え方については、既に吉田区のご理解をいただいております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 地域振興施設の機能、規模の大幅見直し、あるいは段階的整備などの状況につきまして、吉田区の理解を得ているというお話でしたが、吉田区からは今後の管理運営につきまして、どのような意見や希望があったのか伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

今後の管理運営における吉田区の意見や希望につきましては、既に組合と吉田区で締結している整備協定及び覚書に反映しております。現在吉田区では、連携パートナー企業とともに、管理運営に関する具体的な検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 既に吉田区の意見や希望につきまして、整備協定とか覚書に反映しているということなのですが、どのような意見、希望があったかということをお聞きしたいと思ひまして、この質問しておりますので、主な内容につきまして可能であれば伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

主な意見といたしましては、管理運営の役割分担などについて意見交換がありました。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 役割分担などということなのですが、それでは株式会社よしだと地域振興施設の管理運営に当たる連携パートナー企業はどのくらいの規模で、どのような実績があるのか伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

株式会社よしだが選定した連携パートナー企業につきましては、東京都中央区築地に本社を置きまず株式会社共立ソリューションズでございます。当該企業につきましては、日帰り温浴施設、観光宿泊施設、道の駅など、地域振興施設の提供サービスと類似する12施設の運営管理実績を持っております。

なお、資本関係にあります関連企業が運営管理している施設を含めると、国内外で141施設の運営管理実績を確認しております。

また、企業情報を公式ホームページで確認してみますと、資本金が1億円、売上げが2025年3月期で約133億5,000万円、従業員数が2025年4月1日現在で約4,800名となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） パートナー企業の株式会社共立ソリューションズなのですが、ちょっと私のほうでも調べてみたら、道の駅保田小学校などの管理運営なども行っているということで、私は道の駅保田小学校は行ったことありまして、皆さんがちょっと関心を持つような形で学校施設を使った道の駅になっていて、農産物直売所などもあって、非常ににぎわっているという感じがいたしました。そういったことがありますので、今後の還元施設につきまして、いい形で進めていただければありがたいかなと思います。この件につきましては、ここまでにしたいと思います。

次に、質問2なのですが、印西クリーンセンターのごみ中間処理事業につきまして、(1)、粗大ごみ・不燃ごみの処理ラインにおきまして、令和6年末にリチウムイオン電池の混入による火災事故が発生し、組合では手選別で除去作業を実施しているということです。この問題は、次期施設においても問題となってくるのではないのでしょうか。同様の火災事故が全国でも発生していることを受けまして、リチウム電池を発見する選別機があるということ、先般テレビのニュースで報道しているのを私はちょうど見ました。これにつきまして導入検討の考えはないか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現施設へのリチウムイオン電池を発見する選別機の導入検討につきましては、機種を選定、選別機の製造、設置等に時間を要する上、令和10年4月には次期中間処理施設での稼働が決定している状況で、費用対効果を考えると選別機の設置は効果的でないものと考えております。そのことから、現施設での導入の検討を行っておりません。今後の選別作業につきましても、人による手選別を行い、火災事故の防止に万全を期してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 令和10年4月の稼働開始に向けて、次期中間処理施設の建設事業が進められている中ですから、現施設での導入が困難だということは承知しております。また、リチウム電池などの選別機につきましても、コストパフォーマンスを含めまして、様々な機種が研究開発段階にある状況です。しかし、一方では、先般当施設におきましても火災事故が発生し、ごみ処理を一時中止したり、他施設に処理を委託したりするなど、安定的なごみ処理事業の推進や費用面でも非常に大きな影響を受けたことは事実だと思います。総務省の調査では、2024年に起きたリチウム電池による火災は、全国で982件、千葉県では52件で、前年の1.3倍と増加傾向にあるということです。リチウム火災の問題は、新施設の稼働後においても、施設の損傷対策などで避けて通ることはできない問題ではないかと思っております。選別機に関する各地の動向等について調査し、また新施設の稼働に当たり、導入等について検討する必要はないか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

次期中間処理施設の防火対策としまして、火災が発生しやすい箇所に熱源、ガス、炎等の各感知器を適所に設置し、感知器と連動するスプリンクラーを設置することとしております。また、ごみピットにつきましては、初期発煙を検知するA Iと赤外線との二重検知により、連動する放水銃による初期消火を実施することとしており、火災事故の防止に万全を期してまいりたいと考えております。

ご指摘のリチウムイオン電池等を発見する選別機の導入については、現時点では機械による選別は、人員の目視による手選別と比較しても限界があり、手選別体制は最も有効かつ確実な方法であることから、操業開始時は手選別員7名体制で実施する予定としております。

なお、選別機の導入につきましては、今後の技術の進展を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 選別機につきまして、リチウム電池の問題と申しますのは結構新しい問題ですので、これの対策の機械につきましても、まだまだ開発途中というところも結構多いのですが、たまたま私が見ました報道によりますと、すみません、途中から見たので正式にちょっと分からないのですけれども、たしかNHKだったと思うのですけれども、この報道によりますと90%以上のかなり効果のある選別機が新たに開発されまして、都内の処理場で何点か採用されているというような報道でした。手選別の場合も費用はそれなりにかかりますし、これから建設します新しい施設がやはり同じような火災事故とかが発生して、大きな被害を受けるといふことになると、また費用的にも大変かかることになるといふことになりますから、こうしたことにつきまして、ぜひともきちんと検討は進めていっていただきたいなど。必要なときには分類していただきたいなどというふうに思います。

それでは、次に行きます。(2)、プラスチックごみが可燃物から再資源化ごみになる変更がありましたけれども、可燃ごみの量、それからプラスチックごみの量に変化はあったのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

令和7年10月から、これまで可燃ごみとして処理していたプラスチック製品を資源として収集し、資源化を行っております。可燃ごみに占めるプラスチックの割合については、令和7年10月の調査時点で28.7%と、令和6年度平均の35%と比較し、減少傾向となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 一応減少傾向にあるということなのですが、これはパーセントで示していただきましたけれども、量でいうとどのくらい減少しているのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

プラスチックごみの量につきましては、プラスチックごみ単体での計測は行っていないことから、ピット内に入ったごみを一定量抽出し、ごみ質を分析し、その割合から各ごみの量を算出しております。そのためプラスチックごみ自体の量については、可燃ごみ全体に対するプラスチックごみの割合から算出したものとなりますが、令和6年10月から12月までのプラスチックごみ量約3,900トンに対し、令和7年度同時期のごみ量が約3,200トンとなり、約760トンのプラスチックごみが減少していることとなります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） プラスチック製品を資源ごみとして回収することで、焼却ごみの減少とか温室効果ガス削減の面ということと、あとマテリアルリサイクル、それからケミカルリサイクルにより再資源化するなどの面の効果があると思っておりますけれども、そういったことを一般の方によく分かっていただくように、そのPRについてはどのように行っているのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

印西市及び白井市においては、製品プラスチックの分別回収を令和7年10月より実施していることから、当組合ホームページにおいて資源化可能な製品プラスチックについての周知を行っております。

また、栄町においても、製品プラスチックの再資源化について実施を検討中であることから、当組合や関係市町の広報紙等を活用し、分別回収を周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） プラスチックごみにつきましては、これまで容器包装リサイクルという括りで、一般のプラスチックは入れないようなこととずっと来ていますので、この一般のプラスチックも含めて再資源化したりしているのだよということがよく納得されないと、あまり進まないのではないかな。あるいは逆にいろんなものがかえって混入したとか、いろんなことも考えられますので、しっかりとPRを進めていただきたいと思います。

それでは、質問3、平岡自然公園事業について伺います。（1）、芝墓所の追加区画整備工事の進捗状況について伺います。

○議長（柴田圭子議員） 平岡自然公園事業推進課主幹、土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

平岡自然公園整備事業第4期墓地区画整備工事につきましては、令和8年7月末までを工期とし、現在工事の初期段階である土地の整地、工事資材の搬入などを行っており、今後は下水道工事などを行う予定としております。また、令和7年11月18日付印環第737号で組合議員の皆様にご報告させていただきましたとおり、この工事については古谷建設株式会社が施工者となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） これまでの質問の答弁で、芝墓所の募集につきましては、令和7年度で41基の再販墓、令和8年度以降は年55基の新規募集を行っていくということでしたが、令和7年度の販売状況はどうであったのか、また令和8年度の募集のスケジュールはどうか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

令和7年度の芝墓所の販売状況については、当初再販墓41基の募集を予定しておりましたが、そのうち1基が骨つぼを一度埋蔵したことがある墓所であったため、再販墓は一度も利用されていない墓所であるべきものと考えました結果、再販墓の予定数を40基とし募集をしたところ、39基の応募があり、うち2基のキャンセルがございましたので、合計37基を販売したのになります。また、令和8年度の募集スケジュールについては、令和8年9月頃から当組合のホームページに募集要項を掲載し、令和8年10月頃から募集を開始する予定としております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 一度使用して返還された墓所につきまして、今回再販をしなかったということなのですが、今後こうした墓所についてはどうしていくのか、考えを伺います。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

一度使用して返還された墓所につきましても、今後、再販を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） それでは、（2）なのですが、令和7年10月定例会の決算審査におきまして、印西斎場の霊安室の保冷库の状況について質問させていただきましたが、年々葬儀の件数が増えていく状況で、なおかつ近年、猛暑日が増えていますが、増設の検討の考えはないのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

印西斎場の霊安室は、4基の保冷库を備えており、一時的に利用が重なることもございますが、年間を通して保冷库が不足しているとは認識しておりませんので、現時点での増設については考えておりません。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番(松尾榮子議員) 近隣の斎場などについてざっと調べてみましたところ、保冷庫の数まではなかなか分からなかったのですが、分かる範囲で、東京都の臨海斎場、これ大田区ですけれども、火葬炉が10基ありまして、保冷庫は24基、式場は8室です。それから、しおかぜホール茜浜、これ習志野市ですけれども、火葬炉は5基、保冷庫は12基、式場は4室ということでした。これに対しまして印西斎場は、火葬炉が6基、保冷庫が4基、式場が3室ということです。印西地区は、皆様ご存じのとおり、昭和50年代から千葉ニュータウンの入居が始まり、初期の一斉入居世代など、人口ピラミッドを見ましても高齢世代の数が多いですから、これから斎場等の需要は増える一方ではないかと思えます。今後検討していくべき課題ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(柴田圭子議員) 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹(土井秀之君) お答えいたします。

遺体保冷庫の増設については、現状として不足しているという認識はございませんが、当斎場や他の斎場における今後の利用状況や需要を十分考慮し、必要に応じ検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 松尾議員。

○1番(松尾榮子議員) 了解いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長(柴田圭子議員) 以上で松尾議員の一般質問を終わります。

ここで11時半まで休憩をいたします。

(午前11時26分)

○議長(柴田圭子議員) 再開します。

(午前11時30分)

○議長(柴田圭子議員) 次に、議席2番、山田喜代子議員の発言を許します。

山田議員。

○2番(山田喜代子議員) それでは、質問いたします。よろしく申し上げます。

質問1、2026年度の職員体制について伺います。

(1)、業務量に対して十分な配置となっているのか伺います。

○議長(柴田圭子議員) 久古庶務課長。

○庶務課長(久古耕平君) それでは、職員体制についてお答えさせていただきます。

当組合職員の職員数につきましては、令和8年1月1日現在で32名となっております。内訳につきましては、正規職員26名、再任用職員5名、会計年度任用職員1名となっております。職員数につきましては、令和7年4月1日現在と変化はありません。

職員配置につきましては、業務量を考慮いたしまして、各課に配置をしております。現在のところ十分な配置であると認識しております。また、業務量を考慮いたしまして、不足を生じる場合等につきましては、関係市町への職員の派遣の依頼であったり、あと当組合での職員採用を行ったりなどして人員の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 山田議員。

○2番(山田喜代子議員) 分かりました。このことについては、また残業の部分とか決算についてのときに伺いたいと思えます。再質問はありません。

2番目として、不燃ごみの分別作業というのは7人体制ということでしたが、これ本当に十分な人数なのか。その後の不燃ごみ量の変化はどうなっているのか伺います。

○議長(柴田圭子議員) 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長(宮本純一君) お答えいたします。

現在、不燃物処理は7名で分別作業を行っており、処理工程上で火災が発生することもない上、不燃物中間処理業者からは十分な分別作業が行われているとの報告を受けており、現在の作業員で充足

しているものと考えております。

また、ごみ量の変化につきましては、令和5年度以降、当クリーンセンターに搬入されるごみ量は減少傾向にあり、不燃ごみについても減少している状況となっております。実績としましては、令和6年の4月から12月までの不燃ごみの搬入量約638トンに対しまして、令和7年の同時期の搬入量は約588トンとなり、約50トンの減少となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 処理業者から十分な分別作業が行われているということなので、分かりました。このことについてですけれども、50トンの減少となっている。これは本当に評価すべきことだと思います。さらに、減量化に向けた施策があればお答えください。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

さらなる減量につきましては、当組合や関係市町の広報紙やホームページを活用し、ごみ減量の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） ごみ減量の周知を図るというのは、本当に結構だと思いますけれども、私が質問しているのは、さらに減量化に向けた施策があればお答えいただきたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 答弁の繰り返しになりますが、関係市町と協議しながら、ごみ減量化に向けて行っていきたいと考えております。

○議長（柴田圭子議員） 管理者。

○管理者（藤代健吾君） お答えをさせていただきます。

新しいクリーンセンターの処理容量考えると、さらに一層の減量が必要だという認識は持っています。我々も今どういった対応ができるのか。まさに検討を進めているところでございますので、しっかりとお答えができる段階になりましたらお答えさせていただきたいと思っています。ただ、恐らく議員のこのご質問の背景にある問題意識については、私どもも非常に重要な問題だと思っていますので、単に組合だけということではなくて、関連します構成市町とともに議論しながら、全体としてしっかりと、それぞれの主体が施策を打っていけるような検討を進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 今の管理者の答弁で組合と市町で相談する。そのほかにいろんな環境を考える団体もありますので、ぜひ市民の声も取り入れていただいて、ごみ減量のことについて進めていっていただきたいと思っています。

次に、質問2に入ります。粗大ごみの仮置場の屋根の設置状況はどうでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

粗大ごみの仮置場の屋根設置につきましては、昨年末に屋根の図面等の作成が完了し、現在契約に向け事務手続を行っており、年度末の工事完了を目指し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） これ前回、10月についても、私質問しました。具体的に屋根の図面ができていたのでしたら、その屋根の図面を示していただきたいと思います。この提出ができるかどうか併せて伺います。

また、業者名が決まっているのでしょうか。その業者名を分かっているのだったら教えていただきたいのと、その業者を決めた理由、決定した理由、今年度中ってもう2か月切っていますので、この設置というのは本当に完了するのか甚だ疑問です。そもそもこの屋根の設置について、皆さん、寒い日

も暑い日も本当に一生懸命されていますけれども、対応している現場の皆さんの声を聞いた上での図面等となっているのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

屋根の図面につきましては、本会議終了後ご提示させていただきたいと考えております。

また、業者名につきましては、現在契約手続を進めているところでございますので、この場での公表は控えさせていただければと考えております。

なお、図面作成に当たりましては、現場の作業従事者の声を聞きながら作成しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） そこで働く人たちの現場の声を聞くというのは、一番大事なことだと思っています。その声を反映して屋根の設置を決めたと思いますけれども、作業従事者、その方たちの声を聞いて作成しているという答弁ですが、皆さんどのような声があって、またそれがどのような部分に反映されているのか伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

作業従事者からの意見といたしましては、雨、風をしのげること、あと大きさ、あと作業動線等についてご意見がありましたので、そちらを考慮しながら図面のほう作成させていただきました。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 雨、風を防ぐ、そして大きさとか作業の動線、大体これらは全て皆さんの声を反映されている、十分に反映されているというように認識していいでしょうか、確認です。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

そのように考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 分かりました。本当に今年度中に設置できるというふうに私は確信しましたので、よろしく願いいたします。

質問3に移ります。リチウムイオン電池の安全な回収について、現状はどうか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

リチウムイオン電池の回収方法につきましては、当組合と関係市町で組織する衛生担当者会議において回収方法の検討をいたしました。集積所での回収では、人の目が届かない時間帯があることに加え、衝撃等により発火するおそれもあることなどから、関係市町の役所、出張所、公民館等31か所での拠点回収を経て、当クリーンセンターに集約した後、民間事業者へ処理を委託しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 分かりました。これ改めて見たのですけれども、いんざい広報や環境整備、そちらが出している資料です。そこにも掲載されておりました。また、このことについて現在までの回収状況はどうなっているか。また、この回収方法について、住民からの問合せなどあったかも伺いたいと思います。

昨年5月28日には、参議院で改正資源有効利用促進法が成立しました。これメーカー側に自主回収での高い目標の設定を促す内容が組み込まれているということがありました。経済産業省が今年4月の施行までに仕組みを具体化するということなのですけれども、その情報を組合は承知しているでしょうか、確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

リチウムイオン電池の現在の回収状況につきましては、関係市町の拠点回収からクリーンセンターまでの収集と、組合から電池の処理を行う民間事業者までの運搬では、事故等の報告がありませんので、順調な回収が実施できているものと考えております。住民からの問合せにつきまして、開始直後は電池の収集場所の確認や膨張した電池の処分についての問合せがございましたが、今年に入ってからはありません。

改正資源有効利用促進法の関係につきましては、報道等による情報は確認しておりますが、国や県からは通知等がないため、詳細な情報は取得していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 改正資源有効利用促進法の関係について、そちら承知されているということですが、国や県からの通知がなくても、こちらのほうから県に問い合わせるということはいませんか。その点について確認して、私の質問を終わります。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

そちらの通知等につきましては、県及び国のほうに確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 以上で山田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は13時5分といたします。

（午前 11時42分）

○議長（柴田圭子議員） 会議を再開します。

（午後 1時05分）

○議長（柴田圭子議員） では、議席番号4番、三浦容子議員の発言を許します。

三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 議席番号4番、三浦容子です。今回は、印西クリーンセンター余熱利用と環境負荷について質問させていただきます。

まず、質問1、印西クリーンセンターの熱供給についてお尋ねします。

印西クリーンセンターでごみの焼却によって発生した蒸気は、株式会社千葉ニュータウンセンター熱供給事業本部を経由して、周辺の12の事業所の冷暖房で利用されています。クリーンセンターから1キロほどの蒸気管を通り、本部の企業ビルに送られています。約2万5,000トンの蒸気は、それらの事業者の冷暖房用熱源の約40%を担っています。そして、毎年4,000万円ほどの収入になっています。千葉ニュータウン駅を中心とした東と北地区の事業所に送られております。中間処理施設の移転により、この事業も終了することになりますが、これらの事業所にとっては大きな変化になります。各事業者への連絡と調整について伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

周辺12事業所への熱供給事業につきましては、株式会社千葉ニュータウンセンターが行っている事業であり、当組合は株式会社千葉ニュータウンセンターへの蒸気供給を行うのみとなっております。このようなことから12事業所への連絡及び調整につきましては、株式会社千葉ニュータウンセンターが行うものとなっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） では、再質問させていただきます。株式会社千葉ニュータウンセンターへは、蒸気供給ができなくなることを、いつ頃、どのような内容でお伝えしたのでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

株式会社千葉ニュータウンセンターへは、次期中間処理施設整備の進捗状況について報告する際に、令和9年9月頃から次期中間処理施設で焼却処理の試運転に伴うごみの搬入が開始されることから、熱供給事業を行うことができなくなる旨の説明を行っております。説明に対しましては、株式会社千葉ニュータウンセンターからは了解した旨の回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 分かりました。

では、次の質問2です。印西クリーンセンターでは、環境負荷に対して様々な取組を行っています。快適な住環境を保ち後世にできるだけよい環境を残していくためにも大切なことです。印西クリーンセンターでは、事業系、とりわけ可燃ごみは、長年増加傾向にあります。そこで印西クリーンセンターで行っている事業系ごみの展開検査について伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

展開検査は、ごみ収集車が当クリーンセンターへ搬入した可燃ごみについて、不適物が混ざっていないかの確認を行うものとなっております。当組合では、展開検査を1年に1回、実施時期を定め、構成市町の衛生担当者と合同で行っております。令和6年度の事業系ごみの展開検査の実績といたしましては、収集運搬業許可業者14者を対象に実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） では、再質問させていただきます。収集運搬業許可業者は、全者で何者でしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

展開検査の対象事業者数は、それぞれ令和6年度が50者、令和7年度が48者となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 今回の対象が14者ということで、数日に分けて展開検査を行ったということでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 令和6年度の展開検査については、延べ5日間実施しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） そのときの検査の結果について伺います。また、今年度の事業系ごみの展開検査についても伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

令和6年度に実施しました展開検査につきましては、対象50者のうち14者実施し、適正な排出業者は11者、不適正な排出事業者は3者となっております。不適正搬入の内容といたしましては、産業廃棄物の混入で、2者が廃プラスチック、1者が缶類の混入を確認しております。令和7年度につきましては、こちらも延べ5日間の実施で、検査対象48者のうち11者実施し、適正な排出事業者が4者、不適正な排出業者が7者を確認いたしました。不適正搬入の内容といたしましては、産業廃棄物の混入で、1者がペットボトル、1者がペットボトルと缶、1者がペットボトルと缶と瓶、2者がプラスチック製容器包装、2者が発泡スチロールの混入となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） では、毎年対象の一部の業者の検査を行って、順番に全者の検査をしているということでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） そうです。抽出した業者を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） ところで、展開検査の目的について説明をお願いします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、先ほど答弁させていただきました展開検査の目的としましては、ごみ集積車が当クリーンセンターに搬入した可燃ごみについて、不適物が混ざっていないかどうか確認を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） では、展開検査を行いまして、その結果を見てどのように評価をしているのでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 展開検査を行いまして不適切搬入物の混入があった業者に対しましては、指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 分かりました。では、引き続き指導などをよろしくをお願いします。

次、最後に事業系ごみの多量排出者への訪問指導を行っていますが、こちらについて伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

事業系ごみ多量排出者への訪問指導につきましては、関係市町の所管業務であり、当組合単独での訪問指導等は実施しておりません。令和5年度に印西市から訪問指導の同行の要請があった際には、訪問指導に同行し合同で指導を行った事例もございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） では、再質問させていただきます。令和5年度に印西市から同行の要請があった際の訪問指導は何者でしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

令和5年度に印西市から要請がありました多量排出事業者数につきましては、19者でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 実際に同行したのは何者ですか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

同行しました事業者数については、5者でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） そのときはどのような指導をされたのでしょうか。また、その後、令和5年度ということで改善は見られましたでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

同行指導した際には、事業系一般廃棄物の排出状況確認と再資源化に関する指導を実施いたしました。その後の改善状況につきましては、搬入ごとの展開検査ができないことから実施できておりませんが、今後も引き続きごみの搬入量に注視しつつ、関係市町と連携し指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 事業者の排出状況を確認したところ、問題はなかったということでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

問題のありました事業者につきましては、関係市町に同行して指導しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 令和5年以降は各市町からの要請などはなく、訪問指導は行っていないという理解でよろしかったですか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 分かりました。ご説明ありがとうございます。

では、少し飛躍しますが、日本は戦後に与えられた民主主義であるせいか、マスコミの報道の自由度ランキングは先進諸国の中では極めて低く、世界的に見ても独裁政権や共産圏並みになっております。テレビや新聞など、従来の情報だけでは到底全体像をつかむことはできず、ネットや欧米諸国の情報源を活用しないと実態が分かりません。また、様々な思惑からの情報統制が行われている中、口を開けて待っているだけでは的確な情報が得られないだけではなく、自分や住民の生活を守ることができない世の中です。そこで印西クリーンセンターでも積極的に情報を取りに行き、ごみの減量と資源化、そして住民の最大の公益と事業者のためにも適切な情報発信、情報提供と情報開示をお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴田圭子議員） これで三浦議員の一般質問を終わります。

続けます。次に、議席3番、増田葉子議員の発言を許します。

○3番（増田葉子議員） それでは、議席3番、増田葉子です。一般質問させていただきます。

質問1です。整備工事の現状と移転スケジュールについて。早いもので次期中間処理施設の試験稼働まで、今のこの議会を入れて3回となりました。整備工事の状況は予定どおりに進んでいるのか。様々な点で具体化してきていることがあると思いますので、改めて確認させていただく意味で質問をいたします。

（1）、アクセス道路等の整備の進捗は予定どおりか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

アクセス道路整備につきましては、軟弱地盤対策工としまして、令和6年度は印西市道00—122号線のアクセス道路起点部から約400メートルの区間について載荷盛土工事を行い、引き続き地盤の圧密を行っており、令和7年度については、次期中間処理施設の西側の谷津田部約110メートルの区間においてセメント混合による軟弱地盤対策工を進めており、順調に進捗しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 印西市の市道の松崎・吉田線122号線のほうも出来上がっているということで、あとはこのアクセス道路の接続を待つ状態というふうに聞いております。印西市のほうでも聞きましたけれども、やはり各所に軟弱地盤というのがあって、プレロード工法という組合で採用した同じ工法で圧密をかけて、圧密後の調査で強度の足りないところを地盤改良しているというようなことで進めましたという状況はお聞きしています。答弁から、同じような工程をたどっているところなのかなというふうに分かったところなのですからけれども、地元の方からアクセス道路の端のほうで湧き水が出ているのではないかというような噂というのでしょうか、地盤改良がうまくいっていないのではないかというようなお話がちょっと耳に入ってきてまして、少し心配しております。軟弱地盤の状況が予想よりも難工事なのかなとか、そんなことを心配しているのですけれども、今予定どおりということでしたが、本当にこれ予定どおりだというふうに確認するために、もう一度再度伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 議員ご指摘のありました箇所につきましては、ボーリング調査も実施しておりますし、セメントの混合試験等も行っておりますので、十分対応ができておると考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、再確認して、スケジュールどおり進んでいるということで確認できました。これは工事の完了というのは、具体的にいつになる。月単位でできればお願いしたいのですけれども、いつになるというふうなことでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

道路自体の完成といたしましては、令和10年3月を目指して整備を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 令和10年3月ということなのですけれども、試験稼働が令和9年9月からになります。つまりごみの搬入が、それより半年前から始まる。そのタイミングで道路ができていないということはちょっと考えられないので、その令和10年3月を目指すのだけれども、どのタイミングで出来上がるのかということと、それから印西市道として最終的には移管すると思うのですけれども、そのタイミングというのはいつになるのか。そこら辺の本当にタイトな細かいスケジュール的なことが、分かる範囲でお願いできればと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） アクセス道路につきましては、全ての工事が完了するのが令和10年の3月でありまして、車両の通行等ができるものとしましては、令和9年の10月頃をめどに清掃工場のところまで仕上げたいと考えております。また、道路の移管につきましては、今現在印西市と協議中ではありますが、令和10年度以降完成しました後に移管をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 本当に紙一重といったら変ですけれども、何かあったらちょっとスケジュールどおりにいかなくなるという、すごくタイトな中でやっていっちゃるというのは理解できるのですけれども、やはりきちんとした道路として、通れるからいいというのではなくて、安全に通れるようにするには、しっかりと完成させる必要があると思いますので、その辺にらみながら、逐一確認しながらやっていただければなというふうに思います。

もう一点、道路のことで再質問なのですけれども、それは先日、全員協議会でもお話が出たのですけれども、アクセス道路の出口と云っていいのか、ゴルフ場側の未買収地のことです。全員協議会の

中の説明では、タイミングを見て線形を変えるなどの対応をしていくというような説明があったところですが、当初の予定としては、私が聞いていたのは、松崎・吉田線から入ってきて、施設の南側を通過してゴルフ場側の市道に抜けて、そして県道に抜けていくみたいなルートを提案されていたような気がするのですが、その交渉がうまくいかずに、やはり線形を変えなければならないというふうになったときに、そのスケジュール感というのはどうなっているのかなど。本当に1年という中で、これからやっぱり設計やったりとかという形になってくると思いますので、その辺のスケジュールを具体的にお願ひいたします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

次期中間処理施設へのごみ収集車の搬入、搬出につきましては、今整備しておりますアクセス道路を通過する予定となっておりますので、既存の未買収地のほうへの影響はないものと考えております。また、アクセス道路の暫定供用につきましても、回転台等を設けましてアクセス道路のほうへ戻るような形での整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） そうすると、交渉はしているけれども、ある程度もう設計段階というか、施設内で転回をしてアクセス道路に戻すと、松崎のほうに出ていくような形、松崎から入って松崎に戻すような形のアクセスを考えているということで、これはどの程度、今話の段階でもう既に設計を例えばどこかに委託するとか、線形を変えるような具体的な手続みたいなものはもう始まっている、どこかに予算が入っているということよろしいですか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

用地難航している対策としてのアクセス道路の修正設計につきましては、令和8年度予算で計上してございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） これから予算審議するわけですが、その中にこの路線の修正の分が入っているということになりますね。分かりました。それで具体的にはこれから予算をつけて、業者に発注するなりの手続をこれから行っていくというような形で、新しい図面が早々に出てくると思うのですが、できるだけこういうタイトなスケジュールの中でやっていますので、議会とも綿密に共有していただくようお願いしたいなというふうに思います。

最後に、道路の関係で心配な点というか、私は二つ気がついたのですが、やっぱり道路がないと事業できませんので、道路を本当に優先的にやらないとならないと思うのですが、ほかに何か課題があれば伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

載荷盛土のほう行っておりますので、そちらの進捗状況を注視しながら、アクセス道路の整備のほうを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、(2)のほうに行きます。地域振興施設の関係で、地域振興施設を運営する株式会社よしだの準備状況はどうか。また、施設は令和10年4月の供用開始で変更ないか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

株式会社よしだの準備状況といたしましては、令和7年11月15日に株式会社よしだが地域振興施設の運営管理における連携パートナー企業を決定いたしました。現在、当該企業と株式会社よしだで運

営管理に関するミーティングを定期的で開催しているほか、当該企業が運営管理している類似施設を中心に現場の実態調査を実施し、オペレーションの課題などを共有及び整理し、運営管理の準備を進めております。

なお、地域振興施設の供用開始につきましては、令和10年4月を予定しており、変更ございません。以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 今、今日の議会でも再三ご答弁いただいているのですけれども、株式会社よしだがパートナーを決定したと。よしだが決めたということなのです。組合ではなくて、よしだが決めましたという答弁を繰り返されているのですけれども、このパートナー会社は、これよしだとどいう契約関係になるのでしょうか。指定管理者は、株式会社よしだです。指定管理料を払ったりするのはよしだです。よしだからの委託ということになるのか、あるいは合同の目的会社のようなものをこの2者でつくるのか。パートナー関係というのは、どういふふうな関係性を持った位置づけになるのか。お願いします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

株式会社よしだと連携企業につきましては、連携パートナーとして共同で経営していく考えであります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 簡単に言葉で言うと共同で経営していくというのは、分かったような、分からないような、つまりお金の流れとか協力関係でどういふふうになっているのかなというのを、もう少し具体的に説明できませんか。

あと、例えば契約なのであれば契約期間というのはいつまでなのか。株式会社よしだと、このパートナー企業とはどういふ関係になるのですか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現在、今、株式会社よしだとパートナーで協定を詰めているところでございますので、そちらの内容が決まりましたら、また改めてご報告させていただこうと思います。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、要するに何も組合としては分からない状態ということですね。契約期間も分からないし、どういふ関係性を持った位置づけになるのか、役割分担はどこからどこまでなのかということを知りたいわけですが、いかがでしょうか。例えば雇用されるのはどこですか。よしだですか。それともこのパートナー企業ですか。実際働く方を雇用するところはどこですか。

○議長（柴田圭子議員） 暫時休憩します。

（午後 1時35分）

○議長（柴田圭子議員） 再開します。

（午後 1時37分）

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現在につきましては協定を締結しているところでございまして、今後契約方法等につきましても検討はしてまいります。また、今検討している期間といたしましては、10年間を予定しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番(増田葉子議員) では、もう一回質問しますけれども、お金の流れ的なことを聞きたいのですけれども、要するに地域振興施設が出来上がって、そこで働いてくれる人がいるわけで、それを雇用するというか、労務管理するというか、そういうのはどこになるのか。それも協定で決めていくのでしょうか。

それから、物販店とか飲食店協力者、これから求めますよね。それを選定していくのはどこが主体になるのか。そういうことも協定の中で決めていくことなのでしょう。いろいろとクエスチョンマークがついてきてしまったのですけれども、もう1年半ですから具体的に教えてください。

○議長(柴田圭子議員) 暫時休憩します。

(午後 1時38分)

○議長(柴田圭子議員) 再開します。

(午後 1時40分)

○議長(柴田圭子議員) 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長(宮本純一君) お答えいたします。

現在協議を進めております株式会社よしだと連携パートナーの中で、業務分担等も決めていきますので、その中で先ほど議員申し上げた内容の雇用体系につきましても決定していくものと考えております。

また、それとは別に三者協議も進めておりますので、そちらにつきましても株式会社よしだ、連携パートナーのほうから意見を徴しながら、うちの施設建設に参考にしていただければと考えております。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 増田議員。

○3番(増田葉子議員) これからののだなというふうに思うわけですが、やっぱり非常にいいパートナーが来ていただいて、先ほど松尾議員もおっしゃいましたが、非常に全国的に実績のある会社がパートナーになってくれて、とにかく管理とか運営、そういうことについては、株式会社よしだともう雲泥なわけです、ノウハウ、能力的に。ですので、パートナーとは言いつつも、やはり連携パートナーのほうにかなり重きが置かれるといたら変なのですが、お飾りになってしまわないかなと思っているのです、株式会社よしだが。取りあえず株式会社よしだに指定管理出していますよというのは、名目上そうだけれどもみたいな話になっていかないかなというのが、少し心配です。何で心配かという、要するに2段階目の整備というのがあるわけ。今回初回の整備があって、そして10年間を目途に段階的に整備を、よしだが希望したものを整備していきますよという話です。これをやはり指導していくのはよしだであって、吉田地区の問題であって、よしだがやっていくというような話がどこかですり替わってしまわないかなというのが、ないことにならないかなというのをすごく心配しています。ですから、そこら辺は心配してもしようがないのかもしれないけれども、組合としても、ああ、いいパートナーができてよかった、よかったではなくて、今後のことを考えていくと、やっぱりかなりバランスを取りながら、組合が間に入っていく必要があるのかなというふうに思いますので、ぜひ注意してほしいと思います。例えば地域振興施設にすぐにお客さんが来てもらうように、プレオープンして4月からオープンしたときに、お客さんがちゃんと来てくれるように、少なくとも公共交通の乗り入れとか、そういうことは両市と交渉しているのではないかなと私は思うのですよ。例えばふれあいバスとか白井市のコミュニティバスが吉田のほうに乗り入れてくれるような、両市と協議をしているのではないかなと期待しているのですけれども、そういう協議というのはやっぱり組合にしかできないし、組合の役割って大事だと思いますので、その辺を協議しているのかどうか聞いてからにしようかな。すみません。その協議をしているのかどうか教えてください。

○議長(柴田圭子議員) 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長(宮本純一君) お答えいたします。

なかなか公共交通機関の協議まではいっておりませんので、今考えておりますのは、無料送迎バス

については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 具体的にちょっと議会のほうに、今後の指定管理料というのが幾ら提示されてくるのかなというのが分からないわけですがけれども、やっぱり少なからぬ指定管理料になると思いますので、しっかりとよしだに主体になってもらう。吉田区の問題をやっぱりよしだで解決というか、切り開いてもらうような手助けをしていただきたいなというふうに思います。

それでは、(3)のほうに参ります。次期施設へのごみの搬入はいつから始めるのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

次期中間処理施設の試運転を、令和9年10月から令和10年3月までの6か月間を予定しております。現在の試運転工程では、令和9年9月頃から試運転に伴うごみの搬入を計画しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） この試運転の期間というのは、何か法令に定めがあるのでしょうか。6か月やらなければならないとか、そういう決まりはあるのでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

特に期間につきましては、定められたものはございません。ただ、全施設の試運転業務を行うのに6か月ほどかかるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田葉子議員。

○3番（増田葉子議員） 試験運転中、今のこの施設と新しい施設、新施設の両方の炉を動かしていくというようなことに一定期間なるのではないかと、ならざるを得ないと思うのですがけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。その期間というのはどのくらいを見込んでいらっしゃるのか伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

確かに試運転期間中につきましては、両施設を運転するようになると思います。その期間につきましては、こちら先ほども述べましたが、試運転期間の6か月間を予定しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 6か月間試運転中、両方を動かすという今の答弁ですか。もう一回確認させてください。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 結局何が聞きたいかという、これ温水センターの閉める期限なのです。現施設が廃止になるというか、要するに試運転をして向こうに炉が移るので、令和9年の9月末で蒸気の提供ができなくなるので、温水センター閉めますよというのが今言われていることですよ。でも、試験期間中、両方の炉を動かすのですか。今6か月、両方の炉を動かさざるを得ないようなご答弁ありましたけれども。そうすると、これ結局令和10年の4月まで、4月目前まで両方の炉を動かしていて、こっちもある程度燃やしているのであれば、これ令和9年9月で、ばちっと温水センターを閉めなくてもいいのではないかなというふうに思うのですがけれども、いかがでしょうか。実際温水センターの廃止から次の吉田の温浴施設ができるまで、半年間ブランクがあるわけです。これ厚生施設

だからいいのですというのは組合の立場だと思えますけれども、やはり使う市民の側、そういう市民福祉の観点からいうと、半年間、公的なそういう温浴施設がなくなるというのは、結構市民サービスを落とすことになると思うので、これは炉を動かしているのであれば、令和10年4月まで温水センター延ばしてもいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺のタイミングと、やっぱりいつここを廃炉というのですか廃止するのか、現施設をいつの時点で廃止するのかというのは非常に大事な話だと思えますので、もう一回その辺のスケジュール感をお願いします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

試運転が始まりますと次期中間処理施設のほうにごみが入っていく関係で、こちらでごみ量によって安定した熱の供給ができなくなるものですから、そちらに100%の熱蒸気が送れば継続してプールのほうも運転できるのですけれども、そういったことができないことから、令和9年の9月をもって閉館という形になっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 厚生対策施設ですから、炉が動いていて煙が出ているということであれば、蒸気の提供は別の熱源を使ってもいい部分もあると思いますから、もう一回検討する必要があるのかなというふうに思いますが、今の指定管理者が令和9年9月で確かに契約が終わりますけれども、炉をいつ落とすのか、完全に廃炉にするのはいつなのか、廃止の届けをするのはいつなのかということで、少し考えてみていただければなというふうに、ちょっと要望に近くなりますけれども、もう一度管理者のほうにも、これタイトなスケジュールを見ながら、僅かな期間ですけれども、市民の要望をかなえていただけるようお願いできればなというふうに思います。答弁結構ですので、考えてください、もう一回。簡単に試験運転始まるから、はい、これでという紋切り型ではなくて、もうちょっといつ廃止するのか、ピットの中、空になるのはいつなのか、炉を落とすのはいつなのか、廃止の届けするのいつなのか、そういうこと、スケジュール感をちゃんと持って、いつまで温水センター開けることができるかというのをもう一回考えていただければなと思います。

それでは、二つ目の質問に移ります。質問2です。現施設での直接搬入を検討できないか伺います。令和7年の第2回定例会で私が質問させていただきました直接搬入について、再度伺いたいと思います。質問後にご検討いただきまして、直接搬入の関係条例を議会に提出しようとしていた直前に、年末に火災事故が起きまして、これ当面先送りさせていただきますという説明を受けました。そういう認識でいますけれども、粗大ごみと不燃ごみについては難しいだろうなということは、今の状況から理解できますけれども、可燃ごみの直接搬入は検討できないか伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現施設の家庭系可燃ごみの直接搬入に向け、当組合と関係市町で組織する衛生担当者会議等において協議を進めているところでございます。組合といたしましても家庭系可燃ごみの直接搬入につきましては、できるだけ早期に再開したいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） まず、最初にお話しした認識で多分間違いないということだと思うのですが、前回質問したときは、搬入の許可です。組合ではなくて市がやっているのはおかしいでしょうというロジックで質問させていただいています。これ規約に反しているのではないですかということ。許可事務を組合がすべきでしょうというような趣旨で質問しています。それを受け止めていただいて、許可事務から組合でやるという方法で関係条例をつくり出すということだったと思うのです。1年前の定例会にそれを提出しようとしていたところに火事が起きてしまって、これ幻の条例になってしまったわけです。そのときは有料だったのです。有料の提案であって、今回補正予算で、手数料のところから家庭系可燃ごみ落としていきますけれども、この分が多分予想された条例をつくって直接搬入を有料で受けますよという部分だったと思うのです。それがどういうふうに、今早期に再開

するという答弁なのですけれども、どういう形で再開するのかということは何いたいと思います。まずは、その許可事務についてです。今回再開する直接搬入という許可事務はどこがやるのでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

許可事務につきましても、組合と関係市町で協議を行い、どちらで行うのが最も住民に対してサービスになるのかを検討しつつ決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） ここが協議中ということですね。要は許可事務どこがやるのかということが決まらないので、再開できないということなのだろうと思うのです。これ住民サービスはどこがいいかという問題も大事な問題ですけれども、前回の質問思い出すと、組合の規約見るとやっぱり組合がやるべきなのです。市がやることではないのです、これは。そういうふうに決まっていますから、組合がやらざるを得ないという、やらざるを得ないというか、やるべきだというふうに思っているのです。そういう形でないと多分印西市も受けないのではないかなと思うのですけれども、どうですか。印西市とか白井市とかも。おかしいです。だって規約上おかしいからということで、協議長引いているはずなのです。だから、これ早期にやるには、やっぱりきちんとそこら辺の腹をくくってといたら変ですけれども、組合のほうでやらないとならないのではないかと思います。再開後というのは、これ無料ですか、有料ですか、その辺はどうでしょうか。どういう目途で再開できますか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

協議が調いましたら、速やかに再開のほうはしたいと考えております。現施設におきましては、無料で行っていききたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） どういうふうに再開させるかということは、やっぱり新施設でどうやるかということにつながってくると思うのです。だから、早期に再開とはいっても、きちんと法的な関係性とかも規約とかもしっかり確認しながら、どういうふうにするかというのを協議していただければなというふうに思います。

ということで、次の（2）にもう質問入ってしまうのですけれども、次期施設での直接搬入をどのように扱う予定か伺います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

次期中間処理施設の直接搬入については、現在実施設計において委託による搬入車両等の動線に分けるなど、安全性等を考慮し設計を進めております。次期施設の各業務の実施に必要な事項を記載した運営マニュアル等を、次期施設運営事業者が策定することを要求水準書において定めており、直接搬入についても検討することとされていることから、今後は関係市町と直接搬入方法等の協議をした上で、運営マニュアルを策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 運営マニュアルをこれから策定していきますということですが、その策定に当たって、今現施設でどうするかという話になってくるかと思っておりますので、ここはしっかりと矛盾のないように再開していくべきだと思います。

有料にするか無料にするかということも、これからなのだと思うのですけれども、私の個人的な意見として聞いていただければですが、関係市町で処理料金が異なっていますので、今現時点で、やはりいずれかの時期に一元化していくということを目指していくと、印西市民にとってですけれども、有料化やむを得ない部分があるのかなというふうなことは思っています。最初、私、有料化と聞いたときに、えっ、運搬費、市民が自分で負担するわけだから、それで何でお金取られるのというふう

思ったわけですがけれども、やっぱりある程度、それは一元化ということを見越していくとやむを得ないことだったのかなというふうに今思っています。確かに無料にしておくともラルハザードというのですか、いろんなところから無料だからということで持ってきてしまう人が増えるのではないかなということも思いますので。先ほども展開検査の話がありましたけれども、事業系も結構、産廃なんかも紛れ込んでくるだろうなということも考えられますので、一元化の方向をしっかりと見据えながら、市民が納得のいく有料化をしていくべきだと思うので、やっぱり時間をかけてきちんと市民に説明していく必要があると思いますから、早期にそのマニュアルを策定していただいて、しっかりと今新施設でこういう受入れをしますから、今の施設ではこういうふうにしますよというような再開を目指していただきたいと思いますので、最後にご見解を伺って質問を終わりたいというふうに思います。お願いします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

議員のほうからご提案がありましたとおり、内部で検討するところは検討し、関係市町と協議するところは協議して、早期にマニュアル等の作成を行い、住民に対しては十分な説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 以上で通告のあった一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は2時5分から。

（午後 2時00分）

○議長（柴田圭子議員） 再開します。

（午後 2時07分）

◎議案第1号

○議長（柴田圭子議員） 日程第6、議案第1号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び承認内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、議案第1号について提案理由を申し上げます。

本案は、(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設建設として、工事の契約締結後に賃金や物価水準が急激に変動したことから、原契約約款第37条（スライド条項）を適用し、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 大野事務局長。

○事務局長（大野徳強君） 議案第1号 工事請負契約の変更についての議案内容をご説明いたします。議案第1号関係資料を御覧ください。工事請負契約の変更につきまして、ご説明いたします。

1、契約の目的は、(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事、2、変更契約事項は、当初契約金額の215億8,200万円から、変更契約金額を231億9,857万1,000円とするものでございます。変更による増額は16億1,657万1,000円でございます。3、変更理由といたしましては、工事の契約締結後に賃金や物価水準が急激に変動したことから、原契約約款第37条（スライド条項）を適用し、契約金額を変更するものでございます。

議案第1号 工事請負契約の変更についての説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 提案理由及び承認内容の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

武藤議員。

○5番（武藤美砂子議員） 今回インフレスライドということで、これを反映した金額の変更ということなのですが、今回の見直しで約16億円の増額となりました。ただいま物価高騰が続いておりますけれども、さらに今後も物価高騰が続くと思われまます。そうしますと、今後契約変更の申出の可能性というか、そういうことがあると思われまます、その可能性があるかどうかを伺います。もしあるとしましたら、契約が変更されて1年足らずでこの増額が出てきたのですけれども、変更の期間というものをごのくくらい空けるかとか決まっておりますので、お願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

今後さらなるスライド請求はあるかにつきましては、令和8年度以降におきましても物価上昇が見込まれることから、可能性は高いと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 答弁漏れ。変更期間とかがありますかということ。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 変更期間につきましては、特にないものと考えております。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 私も今武藤さんと同じような意見なのですが、この理由の中で賃金や物価水準ありますけれども、賃金が上がるのは、これは私が歓迎することなのですが、これ具体的に16億円上がることで、賃金や物価水準、これ分けて答えることができますか。具体的にどのくらい、16億というの、この部分が上がったとか、そういう具体的なことが分かればお伺いしたいと思われまます。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

変動前と変動後におきまして、国土交通省、公共工事設計労務単価によりまますと、労務によって違われまますけれども、約9%から13%の上昇となっております。また、材料におきましても、物によって前後はありますけれども、マイナス約10%から、上昇率としては27%を上回るものもございませます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 金額の内訳ではないですか。そうですね。労務単価がどのくらいで、材料がどのくらいかという。

（発言する者あり）

○議長（柴田圭子議員） 傍聴の方、お静かにお願いいたします。

宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 金額につきましては、労務と資材で分けておりませんで工種ごとに分けておりますので、労務単価で幾らの増、資材で幾らの増というものはちょっと把握しておりませませんが、工種ごとでの伸び率については確認しておりますので、ここでご報告させていただきますと、土木建築更正ですと、当初約59億7,000万に対しまして、変更後、スライド後は64億1,000万、プラントとしまして、約109億に対しまして、変更後は119億となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 結局賃金については、具体的にどれだけ上がったかというのは、こちらとしては把握できないということなのですね。その確認です。

それで、かなりこれ上がっておりますけれども、今後変更の可能性が高いとおっしゃいましたけれども、こればかりではなくて印西でもありましたけれども、際限なく上がるという感じがするのですけれども、組合としてはどのような見通しをつけているというか、見通しがつけようがないと思うのですけれども、その辺についての際限なく上昇するという、これ物価水準、これ仕方がないにしても、これから際限なく上がってしまうということについて、これからの対策というか対応のしようがないということなのではないでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） 議員のご懸念は、我々組合も重々承知しているところであります。ただ、一方でやっぱり契約関係上、当然その発注されている方々も、その中で当然同じように物価高の影響を受けていますので、それに対して我々受注者の側が、ある意味、受注者側として発注者側に対して契約で公平に規定されている中であって、値上げ待ってくれと、絶対やめてくれということは、インフレがあった中で、一方的にやめてくれということはなかなか言えないのだと思っています。

ここからは一般論になりますけれども、なかなか防げない中でありまして、一般的にはインフレ局面においては、組合また各構成市町においては、収入面も当然上振れをしていくというところもありますので、その辺りで一定相殺を中長期的にはされていくというような見通しを持っているのですが、ただ一方で、議員おっしゃるとおり、個別のこういったプロジェクトごとに、どうやってインフレ局面においてコストを抑えていくかというのは、結構我々も難しいなというのは思っています、やはり個別の契約ごとに、本件で言えば先ほど人件費と、それ以外で分けないという話がありましたけれども、実はかなり細かいところで、いろんな造るものごとにかかなり細かく項目が分かれています、それごとに実際どれくらい物価が上がっているのかというのを、1行ごとに担当のほうでは先方と交渉しながら詰めているのです。こういった中で、しっかりと向こうの出してきた数字というのが妥当なものかというのを精査する中で、その積み上げの中でどうにか総体としては抑えていくということが、今我々としてできる精いっぱいなのかなというのは、正直なところ感じているところであります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） いろいろと説明していただきましたけれども、これなかなかあらがえない状況というのは分かりますけれども、私としては実際に賃金が上がっても、今国民の皆さんは物価上昇で、賃金上がっても、それ以上に物価が上がって暮らしが大変だという中で、そこで働く人の賃金が果たして保障されるかというのは、この契約の中で組合としては分からないのですか。その辺を知りたかったのです。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

その辺につきましては、うちのほうでは把握しておりませんので、お答えできないところでございます。申し訳ございません。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 藤代管理者の話聞きながらちょっと思ったのですけれども、まず今回この議案においては、基準日の説明がないのですよ。基準日はいつなのですか。その基本的なことをまず押さえたいと思います。基準日はいつなのだという話と、それからやはりこれスライド条項を適用するに当たって、リスク分配の再設計というのは本来すべきなのではないかなと思うのですけれども、そのリスク分配の再設計に当たって、では組合側は何をやっているのだというのを聞きたいのですよ。

それと、藤代管理者がおっしゃることも十分分かるのですけれども、私が申し上げたいのは、向こうも当然、受注者側も雇用しているわけですから賃金の上昇というのはもちろん、それを我々も認めなければいけない部分ではあると思うのですが、発注者である我々印西地区環境整備事業組合と、それから受注者であるJFEの間には、技術力に大幅な差があるのではないかなと私は思っています。そういう中において、では言われたら、その金額をそのまま払うということはないのですけれども、言われたその請求金額に講じ得るような知識、技能というのは、組合側としてどう担保していったら、今回のそのスライド条項を受け入れることができたのか。その辺について十分に議論されたのか、確認したいと思います。3点。

○議長（柴田圭子議員） 暫時休憩します。

（午後 2時22分）

○議長（柴田圭子議員） 再開します。

（午後 2時27分）

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

まず、基準日につきましては、本契約の応札日となっております、令和5年9月27日となっております。

続きまして、リスク分担につきましては、今回スライド上昇しましたうちの1%につきましては、受注者が負担することとなっておりますので、その負担をもってリスク分担を行っているというような形になります。

続きまして、3点目の協議内容につきましては、第三者、当組合と施工業者でありますJFEエンジニアリングに、本工事の施工監理を行っております株式会社環境技研コンサルタントを含めました3者で協議を行い、中立な立場からの意見もいただいて適正価格かどうかの検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今回の議案について、はっきり申し上げて反対しているわけではないのですが、この基準日というのは非常に重要で、先ほども質問があったように、結局今回スライド条項を適用したら、いわゆる新しい基準日、これを設けながら、そこを基準にして、また物価の上昇なんかを計算しなきゃいけない、考えなきゃいけないという中で、入札日そのままがいいのかなというのがあるのですよ。今回スライド条項を、言葉は悪いのですけれども、のんで、16億1,657万受けますよというのは全然問題ない、全然問題ないという言葉に語弊ありますけれども、いいのかなと思うのですけれども、その次の段階として、さらに物価上昇があった場合に、同じ基準日で残工事また計算していったら、それでいいのという疑問点が非常に残るわけですよ。だって、1回上げているわけですよ。1回上げて、さらに間髪入れずに、確かに国交省から出している公共工事設計労務単価の単純平均伸び率が、令和5年、令和6年、令和7年と全部5%超えて、令和7年には6.3%になっているから、上がるだろうというのは見えているのだけれども、だとしてもやはり基準日というものをもう一回設定し直さなくてはいいのではないのですか。その辺の話合いというのはできているのかなという、ちょっと疑問があるのだけれども、その辺はどうなのでしょう。

それから、スライド条項を適用させるに当たってのリスク分配ということについて1%、こんなの1%は普通ですよ。それを正直言って否定するつもりもないけれども、だけれども、やはり変更、遅延、追加費用が発生するのであれば、その辺というのは、もう一回実務上リスク分配を再設計してもいいのではないのということを申し上げているわけですよ。ですから、そういう話合いを公平公正な立場で、第三者的な意見を踏まえながら議論したとおっしゃっていましたが、そういう中でそういう議論があったのかなということも踏まえて再質問したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

次の基準日といたしましては、今回ここで契約をし直しますので、それが新たな基準日となってくるかと思っております。

続きまして、2問目につきましては、スライド条項につきましては、発注者、受注者ともに認められている権利ですので、明確な根拠に基づいて適正な請負価格となるよう求められた場合には、誠実に対応していかなければいけないものと考えております。ですので、今後につきましても、受注者、発注者ともに情報共有を図りつつ対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 最後の部分での確認です。誠実に真摯に対応していくように話合いをしていくということであれば、例えば市場価格が落ち着くであるとか、資材価格等々が下落に転じた場合

には、同じようにスライド条項に基づき減額変更することも、これ十分あり得るわけですよ。そういったようなことも十分に話をされているのかどうかを確認して終わります。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

その辺、減額するものにつきましては、減額について協議を行っておりますので、減額になった際には、減額契約のほう行う予定でおります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 工事請負契約の変更についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号及び議案第3号

○議長（柴田圭子議員） それでは、引き続き日程第7、議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）について及び日程第8、議案第3号 令和7年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

両案は相互に関連する補正予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認め、議案第2号及び第3号については一括議題といたします。

提案理由及び議案内容の説明を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）及び議案第3号 令和7年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第2号、一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ494万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,462万3,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、組合職員の人件費において給与改定に伴う増額、公債費に繰上償還に伴う増額がある一方で、塵芥処理費の収集運搬費における一般廃棄物収集運搬業務委託において、収集量の減少見込みによる減額、次期施設建設費の地域振興費における地域振興策基本設計及び実施設計業務委託の契約実績による減額などをお願いするものでございます。

続きまして、議案第3号、墓地事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ287万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,101万7,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、墓地事業費で現員現給算定による職員人件費の減額をお願いするものでございます。

以上が議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）及び議案第

3号 令和7年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田圭子議員） 大野事務局長。

○事務局長（大野徳強君） 議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ494万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,462万3,000円とするものでございます。

第2条、継続費の補正でございます。3ページの第2表、継続費補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。3ページの第3表、地方債補正によるものでございます。

3ページを御覧ください。第2表、継続費補正でございます。

予算科目、3款衛生費、1項清掃費、アクセス道路工事修正設計等事業は、契約実績に伴い、継続費の総額及び年割額を表記載のとおり変更するものでございます。

予算科目、3款衛生費、1項清掃費、地域振興策基本設計及び実施設計事業は、契約実績に伴い、総額及び年割額を変更し、継続期間を1年延長するものでございます。

次に、第3表、地方債補正についてご説明いたします。起債の目的は、次期中間処理施設アクセス道路整備事業で、起債対象事業の起債事業区分が変更となり、充当率が75%に減少したことにより、限度額を減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

5ページを御覧ください。初めに、歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金及び……

（発言する者あり）

○事務局長（大野徳強君） 失礼しました。5ページを御覧ください。初めに、歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、補正前の額から1億2,088万円を減額し、補正後の予算額を31億4,727万7,000円とするものでございます。これは、歳出予算における事業費の減、歳入予算における繰越金の繰入れの増によるものでございます。

なお、各市町負担金の補正額につきましては、右の説明欄に記載のとおりとなっております。

また、補正後の負担金内訳につきましては、20ページから21ページの市町負担金に関する調書に記載のとおりでございます。

5ページに戻りまして、2款使用料及び手数料、2項手数料につきましては、補正前の額に1,040万4,000円を減額し、補正後の予算額を4億6,315万9,000円とするものでございます。これは、事業系ごみの搬入量の減少に伴うものと、令和7年4月1日から家庭ごみの直接搬入に対する手数料の徴収を取りやめたことによる減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、補正前の額から1,505万4,000円を減額し、補正後の予算額を1億1,884万4,000円とするものでございます。これは、次期施設建設費に係るアクセス道路工事費を廃棄物処理施設整備交付金の交付対象外としたことによる減でございます。

4款繰越金、1項繰越金は、補正前の額に2億2,584万2,000円を増額し、補正後の予算額を3億4,022万8,000円とするものでございます。これは、令和6年度決算による剰余金でございます。

次に、5款諸収入、1款雑入は、補正前の額に24万9,000円を増額し、補正後の予算額を1億9,659万3,000円とするものでございます。これは、2目弁償金で、東京電力ホールディングス株式会社から、令和6年度分の放射性物質対策に要した費用の損害賠償金の増によるものでございます。

6款組合債、1項組合債は、補正前の額から8,470万円を減額し、補正後の予算額を8億8,220万円とするものでございます。これは、アクセス道路整備事業の起債事業区分を変更したことにより、充当率が減少し、地方債借入額が減となったものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧ください。

初めに、上段の2款総務費、1項総務管理費は、補正前の額に64万8,000円を増額し、補正後の予算額を1億1,831万8,000円とするものでございます。これは、1目一般管理費で、総務事務費において職員健康診断業務委託料の減があるものの、職員人件費で給与改定に伴う給料などに増があることから187万7,000円の増額によるものでございます。

なお、2目財産管理費で、庁舎管理費において、財務会計システム用パソコン更新における庁用器具費の執行変更による減などによりまして、122万9,000円を減額しております。

次に、6ページ中段から8ページ中段の3款衛生費、1項清掃費についてご説明いたします。補正前の額から1億8,470万5,000円を減額し、補正後の予算額を42億7,492万4,000円とするものでございます。内容としましては、6ページの1目清掃総務費で、397万3,000円の増額でございます。これは、職員人件費で、給与改定に伴う給料などの増によるものでございます。

2目塵芥処理費では、5,153万2,000円の減額でございます。内容としましては、印西クリーンセンター運転管理費で295万2,000円の減額。これは、家庭系ごみ直接搬入に対するごみ処分手数料の徴収業務の取りやめによる計量及び受付業務委託料などの減によるものでございます。

次に、7ページの印西クリーンセンター施設維持費で2,000万円の減額。これは、粗大ごみ処理施設における火災事故の影響により、定期修繕料が不要となったことによる減でございます。

収集運搬費で2,858万円の減額。これは、一般廃棄物収集運搬業務委託料と資源物中間処理業務委託料で、決算見込みによる減でございます。

次に、3目最終処分場費では、250万3,000円の減額でございます。これは、最終処分場施設維持費で、敷地内樹木等管理委託料の契約実績による減でございます。

次に、4目次期施設建設費では、1億3,464万3,000円の減額でございます。内容としましては、施設整備費で5,234万5,000円の減額。これは、電力供給対策工事の電力負担金を令和8年度に計画変更したことによる減など。また、地域振興費では8,229万8,000円の減額。これは、地域振興策基本設計及び実施設計業務委託料の契約実績による減などによるものでございます。

8ページ中段の3款衛生費、2項保健衛生費は、補正前の額に108万7,000円を増額し、補正後の予算額を4億3,423万6,000円とするものでございます。これは、2目環境衛生費で、職員人件費の給与改定に伴う給料などの増によるものでございます。

8ページ下段の4款公債費、1項公債費は、補正前の額に1億7,802万3,000円を増額し、補正後の予算額を4億2,588万2,000円とするものでございます。これは、3目公債諸費で、令和6年度事業費において、翌年度へ繰越しすべき財政融資資金を令和6年度に借入れしたこと、また千葉県市町村振興資金を出来高以上に借り入れたことにより、財源過充があったことから、財務省、千葉県に一部繰上償還のため、元金と還付加算金を計上したことによる増額でございます。

以上が歳出の補正でございます。

次に、9ページを御覧ください。一般職の給与費明細書は、9ページから14ページに記載のとおりでございます。

なお、職員数に増減はございません。

会計年度任用職員の給与費明細書は、15ページから17ページに記載のとおりでございます。

なお、職員数に増減はございません。

最後に、18ページには継続費に関する調書、19ページには地方債に関する調書、20、21ページには市町負担金に関する調書、22ページには最終処分場整備事業における市町分賦金の精算に関する調書を添付してございます。

この最終処分場の精算につきましては、平成29年1月31日締結の印西地区一般廃棄物最終処分場の整備及び印西地区一般廃棄物最終処分場建設に伴う地元対策事業に要した関係市町分賦金の精算等に関する確認書に基づき実施するものでございます。

以上で一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 令和7年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1

号)につきまして説明をさせていただきます。補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ287万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,101万7,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。初めに、歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきましてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、補正前の額から1,312万9,000円を減額し、補正後の予算額を8,523万2,000円とするものでございます。これは、歳出予算における職員人件費の減、歳入予算における繰越金の繰入れの増によるものでございます。

また、各市負担金の補正額につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

なお、補正後の負担金内訳につきましては、11ページの市負担金に関する調書に記載のとおりでございます。

4ページに戻りまして、3款繰越金、1項繰越金は、補正前の額に1,025万6,000円を増額し、補正後の予算額を1,079万5,000円とするものでございます。これは、令和6年度決算による剰余金でございます。

以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。4ページ中段になります。

1款墓地事業費、1項墓地事業費は、補正前の額から287万3,000円を減額し、補正後の予算額を1億4,992万8,000円とするものでございます。これは、1目墓地事業費の職員人件費で、現員現給算定による減でございます。

以上が歳出の補正でございます。

次に、一般職の給与費明細書につきましては、5ページから10ページに記載のとおりでございます。

なお、職員数の増減はございません。

最後に、11ページには市負担金に関する調書を、12ページには平岡自然公園整備事業における墓地建設費精算に関する調書を添付してございます。この平岡自然公園墓地建設費の精算につきましては、令和6年2月8日締結の平岡自然公園整備事業における印西霊園に関する協議書に基づき実施するものでございます。

以上で、議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第3号)及び議案第3号 令和7年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(柴田圭子議員) 以上で提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑は、一般会計のほうから始めたいと思います。一般会計の最初から4ページまでで何かあれば、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(柴田圭子議員) では、歳入と歳出のほうに入ります。5ページ、6ページ、7ページ、8ページまで、歳入と歳出の両方の項目別について。

武藤議員。

○5番(武藤美砂子議員) ページ数5ページ、6款1項1目、組合債、衛生費の中の上の段のアクセス道路整備事業で3億6,920万円の減額です。これが組合債でアクセス道路事業の減額という内容を教えていただきたいのと、その減額理由を教えてください。

○議長(柴田圭子議員) 久古庶務課長。

○庶務課長(久古耕平君) それでは、組合債ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、アクセス道路の整備事業を推進するに当たりまして、当初地方道路等整備事業債という地方債を活用する予定であったところなのですが、活用する地方債の区分を変更したことによりまして、こちらの地方道路整備事業債が減額となりまして、その分、その下に一般単独事業

債としてアクセス道路整備事業で、こちらのほう増額の計上をさせていただいております。こちらのその事業債、なぜ地方道路整備事業債から一般単独事業債に変更になったかというところにつきましては、当初アクセス道路整備事業につきまして、廃棄物処理施設整備交付金を活用して整備を進めていく予定であったところなのですが、整備に当たりまして交付金の活用をしていく中で、いろいろと制限等含まれるところもございましたので、そういったことを鑑みると工事の進捗状況にも影響が出てくる可能性もあるというところから、廃棄物処理施設整備交付金を活用せずに、単独事業としてアクセス道路の整備を行っていくというところから、一般単独事業債を活用して整備をしていくことになったため、地方道路整備事業債のアクセス道路事業分を減額して一般単独事業債を増額しているという形になっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかの質疑はないですか。いいですか。3回までです。一問一答ではないので。

続いて、武藤議員。

○5番（武藤美砂子議員） ページ数7ページ、3款1項2目、先ほど事業番号2番、4番の減額理由というのをお聞きしました。2番の印西クリーンセンター施設維持費の修繕料、この減額の内容もお聞きしましたがけれども、この修繕の計画は計画どおり終わったのでしょうか。

もう一つ、印西地区環境整備事業の墓地事業特別会計……

○議長（柴田圭子議員） ちょっと待ってください。まだ墓地には。今、2番と4番とおっしゃったので、4番について質問があるのか。

○5番（武藤美砂子議員） 4番はないです、すみません。事業ナンバー2番の修繕料について。

○議長（柴田圭子議員） 2番のことですね。

○5番（武藤美砂子議員） はい。お願いします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、予定していた修繕につきましては全て行っております。今回減額する分につきましては火災で焼失した部分で、予定していた部分を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。もう一回できますけれども、いいですか。

○5番（武藤美砂子議員） 墓地のほうは後。

○議長（柴田圭子議員） また後で。

では、ほかの方。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 2点お伺いします。5ページなのですけれども、5ページの国庫支出金1,505万4,000円、これ交付金の対象外となったのでということで、対象はこのアクセス道路になっていきます。この交付金、なぜこの対象外になってしまったのかという、その理由です。

それと、もう一個、今質問のあった組合債のやつです。これもアクセス道路です。これについても、地方債の区分変更ということで単独としたとあります。単独としたということは、組合のお金を出したということなのでしょうけれども、なぜそうなったのかということと、この単独としたというのはどこの部分に入っているのか。単独で予算計上か。その点について伺います。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうからアクセス道路の関係で、廃棄物処理施設整備交付金のアクセス道路分をなぜ交付金の対象から外したかというところについて、ご説明のほうさせていただきます。

先ほどちょっと自分の説明の中でもお話をさせていただきましたが、交付金の対象事業とすることでいろいろ制約が出てくる部分があると。交付金を受けるに当たって、こういったところを整えなければいけないとか、そういったところがある中で、それをやっていくと費用も当然かかる部分もあると。あとは、工期にも影響が出てくるという中で、アクセス道路の部分に受けられる交付金というの

が、かかる費用になかなか見合う部分が見込めないというところもありまして、あとは工期の部分にも影響が出てくる可能性があるというところから、今回廃棄物処理施設整備交付金のほうからアクセス道路分を除いて対応していくという中で、当初アクセス道路の部分の地方負担分を、この地方道路等整備事業債で充当していくことを考えていたところなのですが、廃棄物処理施設整備交付金のほう対象外となって、道路事業を地方単独事業として行っていくようになりますので、地方債の区分が変わるというところで、一般単独事業債の活用をしていくようになるために、こういった予算計上となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） すみません。何かよく分からないのですけれども、組合として国に対して交付金を求めたわけですよね。それが駄目になってしまったということですよね。制約があるとか工期がどうのこうのとおっしゃったけれども、そういう条件は最初から分かっている上で国に交付金を求めたのではないのですか。その辺の説明、おっしゃっていることが、ちょっと私、理解できないので、もう一度お願いします。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） 先ほど自分の説明の中で、国のほうから交付金がもらえなくなったというような議員さんご発言がありました。もらえなくなったということではなくて、組合として交付金の対象としなかったということが事実と申しますか、申請はしたけれども、駄目だったということではないということになります。当然組合としての負担という部分は増えるようにはなるのですが、ただ先ほど来申し上げていますように、工期の部分に影響が想定されるということがございましたので、今回この部分、交付金の部分は減額と。事業債の部分についても、組合債の部分についても、区分の変更を行ったということになります。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 結局組合の負担が変わったということではなく、変わったのであればどのように変わったのかということなのですから、組合の負担が大きくなったということですか。すみません、ちょっとよく分からなくて。組合の負担はそのまま変わらない。制約があり、工期のいろんな縛りがあるから、いろいろと変えましたけれども、組合としての負担は変わらないということなのですね。その確認です。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） すみません。手元に詳細な資料を今現在持ち合わせていないので、正確なことは申し上げられないところではあるのですが、全く変わらないということではなく、幾分か組合の負担の増というのは出てくるものと考えております。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 一般会計の最後のところまで、2ページまでであれば、なければ墓地会計のほう。

（発言する者あり）

○議長（柴田圭子議員） 今もう3回。

○2番（山田喜代子議員） ページが変わったのではなくて。

○議長（柴田圭子議員） ページ変わりましたので結構です。

では、最後まで。歳出が終わって給与明細以降、最後まで。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 21ページお願いします。これ基本的なことなのですから、お伺いしたいと思います。市町負担金に関する調書ということで、私、割合を計算してみて、そうしたら裏側に書いてあったのですけれども、市町の負担がこれで不公平ではないのかという観点で質問したいと

思います。この市町の負担金なのですけれども、衛生費とか最終処分場費とかいろいろあって、この市町の負担は、それぞれ実績を基に計算していました。それなのに余熱利用施設費というのが、人口の割合で計算されているのです。私は、ごみの最終処分費とか管理運営費でごみ量とか、その実績に合わせて割合を計算しているにもかかわらず、余熱利用施設費だけ人口割になっていて、これって不公平ではないかなという思いと、あと共通経費、これも均等割というのが市町3分の1ずつになっていますけれども、これ財政力が違うにもかかわらず3分の1ずつというのは、それぞれの市町は納得しているという状況なのではないでしょうか。すみません、改めて確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、21ページの部分です。市町別の負担割合の部分について、各市町の負担金、不公平ではないかというところまでのご質問かと思えます。こちらの市町別負担金の割合です。共通経費、衛生費、公債費、それぞれものによっていろいろと、人口割であったり、ごみ処理割であったり等、いろいろと負担割合はございます。こちらについても、組合としては現状これが一番適切な負担割合になっているものというように考えております。実際詳細な、今手元に過去の経緯等分かるものがないので明確なところは申し上げられないのですが、過去にはやはりその負担割合をいろいろと変えた部分というのも、何をどう変えたかというのは、ごめんなさい、ちょっと申し上げられないのですが、そういった経緯もございます。なので、負担割合の部分というのは、過去にそういった経緯もございますので、その時々状況に応じて考えていくべきものなのかなというふうには捉えています。ただ、組合としてはそのように考えますが、これもやはり関係市町のお考えというのは当然あるものなので、そこについては組合だけでなく、関係市町と協議していくものというふうには捉えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 私は、この組合が設立したときから、もう最初から決まっているものだと思っていたのですよ。そうしたら、答弁が時々に応じるというけれども、その時々に応じるというのは、それは議会からの提案で変わっていたのですか。それとも組合として変えたのでしょうか。これ不公平だという、そういうのは市町から話は今まで出ていなかったのでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） 関係する市町から負担金の割合、これどうなのだ、不満等はないのかというところまでのご質問かと思えます。私も今年度からというところにはなりますが、直近での過去二、三年ぐらいまでのところでは、特段そういったお話はないものというふうには捉えております。

あとは、その時々という言葉在先ほど使いましたが、どういう状況でその負担割合が変わったかという経緯までは、ちょっと今詳細なところまで把握できておりませんので、過去にはそういうことがあったというふうには捉えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） ということは、組合からの提案か、または議会からの提案かというのは分からないということですね。つまりこれ議会が提案したら、それ組合としては検討するということになるのですか。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） どちらの提案で負担割合が決まるかというところかと思えますが、これにつきましても、例えば議会のほうからそういったご意見があれば、当然事務局側としては、やるか、やらないかは別として、検討という土台にはやはりのせるべきものなのかなというふうには考えておりますので、過去の負担割合の変更が、事務局側からの提案なのか、議会側からの提案なのかというところにつきましても、申し訳ありません。今その部分についてはお答えできませんが、例えば議会のほうから、そういった負担割合の変更について考えるべきだというような形が、こういった形で事務局側に届けられるかというのはありますが、もしそういったことがあれば、当然事務局としては検討すべき課題であるというように捉えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに一般会計について、補正予算について質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） なければ、墓地事業のほうの特別会計補正予算のほうに行きます。

これは全部、全体でいいかと思しますので、全体の中で質疑がある方は挙手をお願いいたします。

武藤議員。

○5番（武藤美砂子議員） ページ数が4ページ、1款1項1目市町村負担金の中で、先ほど補正額の減額の理由は人件費等の減額だということで、説明の中に白井市が随分減額、5,979万円になっております。これは人件費等の減額ということなので、利用者が少なかったのかなとは思うのですけれども、ご説明をお願いします。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうから墓地事業特別会計の歳入の部分、市町負担金の白井市の部分が負担金減額になっているということについてのご質問かと思えます。こちらにつきましては、今回墓地事業特別会計の部分につきましては、歳出のほうで職員人件費のみの補正予算というところ、これに合わせるような形で繰越金の部分と、あとは市町負担金の調整、調整といえますか、精算等を行っているという中で、白井市が負担金減額になっているというところに関しては、補正予算書の12ページ、こちらが平岡自然公園整備事業における墓地建設費の精算等に関する調書というところで、こちらに関わる精算が今回行われておりますので、ここで白井市のところは精算の部分が、予定基数に対して許可基数に対する精算というところで、今回この精算分で5,717万1,000円というところがございますので、そこら辺のものが大きな要因になっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 武藤議員よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 討論なしと認めます。

では、これより議案第2号及び議案第3号について採決をいたします。

採決は、議案ごとに行います。

初めに、議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第3号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和7年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、採決に当たっては、印西地区環境整備事業組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。3時30分から再開といたします。

（午後 3時18分）

○議長（柴田圭子議員） 再開いたします。

◎議案第4号及び議案第5号

○議長（柴田圭子議員） 日程第9、議案第4号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について及び日程第10、議案第5号 令和8年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてを議題といたします。

両案は、相互に関連する当初予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、議案第4号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算及び議案第5号 令和8年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第4号、一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億6,064万1,000円とするものでございます。主な内容でございますが、次期中間処理施設整備事業につきましては、令和7年度に引き続き次期中間処理施設整備工事とアクセス道路整備工事や次期施設発生土運搬工事など、予算を計上しました。

また、印西クリーンセンター最終処分場の安定操業、印西温水センター、印西斎場及び平岡自然の家においても、引き続き安全で円滑な運営を行うため、点検整備費や運営管理に係る経費など、所要の予算を計上しております。

続きまして、議案第5号、墓地事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,804万6,000円とするものでございます。主な内容でございますが、継続事業2年目になります印西霊園における芝墓所の第4期墓地区画整備工事を計上しております。また、芝墓所、合葬式墓地の管理運営に係る経費など、所要の予算を計上しております。

以上が、議案第4号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算及び議案第5号 令和8年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算の提案理由でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田圭子議員） 大野事務局長。

○事務局長（大野徳強君） 議案第4号及び議案第5号につきましてご説明させていただきます。

初めに、議案第4号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ110億6,064万1,000円と定めるものでございます。

第2条、継続費でございます。継続費の総額及び年割額を4ページの第2表、継続費のとおり定めるものでございます。

第3条、地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきまして、5ページの第3表、地方債のとおり定めるものでございます。

第4条、一時借入金でございます。一時借入金の借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用でございます。各項に計上いたしました経費の流用について定めるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。第2表、継続費でございますが、一つ目は次期中間処理施設整備事業に係る継続事業として、アクセス道路延伸部の暫定供用に伴う設計業務で、アクセス道路延伸部修正設計等事業、総額1,084万7,000円でございます。

二つ目として、下水道整備工事委託負担金で、下水道整備事業、総額2億960万円でございます。

三つ目として、次期施設整備に関連した地域振興策施設等整備に伴う施工管理業務で、地域振興策施工管理事業、総額750万円でございます。

四つ目として、地域振興策施設の建築設計及び工事で、地域振興策施設等整備事業、総額28億円でございます。

五つ目として、平岡自然公園整備事業に係る継続事業で、印西斎場事務所に設置されている中央監視装置などの更新で、中央監視装置更新事業、総額1億2,516万6,000円でございます。

なお、五つの継続事業の継続年度は、全て令和8年度、9年度の2か年とし、各年度の年割額は、表記載のとおりでございます。

次に、5ページを御覧ください。第3表、地方債でございます。印西地区一般廃棄物最終処分場浸出処理施設改修整備事業は、限度額を1億7,910万円とするものでございます。

次期中間処理施設アクセス道路整備事業は、限度額を2億8,870万円とし、次期中間処理施設整備事業は、限度額を32億40万円とし、地域振興策施設等整備事業は、限度額を7億8,000万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書、歳入につきましてご説明いたします。

7ページから8ページを御覧ください。初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金は、対前年度比9億9,041万4,000円増額の42億5,857万1,000円を計上しております。

なお、各市町の負担金につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

また、負担金の内訳につきましては、41ページから42ページの市町負担金に関する調書のとおりでございます。

7ページにお戻りください。2款使用料及び手数料、1項使用料は、対前年度比5万4,000円増額の1億1,637万6,000円を計上しております。

次に、2項手数料は、印西クリーンセンターへ搬入される事業系ごみ量の減と家庭系ごみの直接搬入に対するごみ処分手数料の徴収を取りやめたことによる皆減によりまして、対前年度比1,641万9,000円減額の4億5,714万4,000円を計上しております。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金は、対前年度比14億8,153万4,000円増額の16億1,213万2,000円を計上しております。この内訳といたしましては、放射性物質等の検査に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金が254万円、次期中間処理施設整備事業に係る廃棄物処理施設整備交付金が16億959万2,000円でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金は、前年度比279万5,000円増額の6,080万円を計上しております。これは、前年度繰越金の増を見込んだことによるものでございます。

次に、5款諸収入、1項雑入は、対前年度比449万9,000円増額の1億741万7,000円を計上しております。これは、1目雑入で、容器包装リサイクル協会拠出金の3か年実績平均による予算計上の増でございます。

なお、8ページの2目弁償金は、放射性物質対策損害賠償金の受入枠といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上させていただいております。

次の6款組合債、1項組合債は、次期施設整備に係る地域振興策施設等整備事業とアクセス道路整備事業及び次期中間処理施設整備事業、また最終処分場事業に係る浸出処理施設改修整備事業に関する起債を計上させていただいたものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

9ページを御覧ください。1款議会費、1項議会費は、対前年度比11万円増額の130万2,000円を計上しております。増額の要因でございますが、議会会議録調製業務委託料の増によるものでございます。

次に、9ページの下段から12ページ中段の2款総務費、1項総務管理費でございますが、対前年度比770万5,000円増額の1億2,541万4,000円を計上しております。内容といたしましては、1目一般管理費は、特別職人件費、総務部門の一般職9名分の職員人件費、総務事務費に組合ホームページのウ

ウェブサイト更新業務費用などを計上しております。

また、2目財産管理費の庁舎管理費は、組合職員に貸与するための事務用ノートパソコン賃借料、財産管理費は、旧白井清掃センター跡地の不動産鑑定業務委託料を計上しております。

12ページの下段を御覧ください。2款総務費、2項監査委員費は、監査委員人件費、監査事務に要する経費として、前年度と同額の7万1,000円を計上しております。

続きまして、13ページ上段から21ページ上段の3款衛生費、1項清掃費でございます。1目清掃総務費は、ごみ処理部門の一般職17名分の職員人件費など、2目塵芥処理費は、印西クリーンセンターの運転管理費など、3目最終処分場費は、最終処分場埋立管理費など、4目次期施設建設費は、次期中間処理施設の整備に係る施設整備費などについて計上しております。対前年度比57億3,371万2,000円増額の100億2,509万5,000円となっております。この増額の主な要因でございますが、13ページ上段の職員人件費で、職員1名の増による給料の増、13ページ中段の印西クリーンセンター運転管理費は、3か年の長期継続契約期間終了に伴う運転管理業務委託料の増、15ページ下段の収集運搬費は、収集単価及び処理単価の上昇により、一般廃棄物収集運搬業務委託料及び資源物中間処理業務委託料の増、16ページ中段の火災事故対応費は、不燃、粗大ごみの一般廃棄物運搬処分業務委託料の増、17ページ下段の最終処分場施設維持費で、浸出水処理施設改修整備工事の増、18ページ下段から20ページ上段の4目次期施設建設費の施設整備費で、施設用地埋蔵文化財調査業務委託料、次期中間処理施設整備工事の増、20ページ中段から21ページ上段の地域振興費で、埋蔵文化財調査業務委託料の増、地域振興策施設等整備工事の皆増などによるものでございます。

続きまして、21ページ上段から25ページ上段の3款衛生費、2項保健衛生費でございます。1目余熱利用施設費は温水センター管理費を、2目環境衛生費は平岡自然公園部門の一般職5名分の職員人件費及び印西斎場管理費などを計上しております。対前年度比1億3,962万3,000円増額の5億7,537万3,000円となっております。増額の主な要因でございますが、23ページ中段の工事請負費で、バルク貯槽更新工事の皆増、中央監視装置更新工事の皆増などによるものでございます。

続きまして、25ページ中段を御覧ください。4款公債費、1項公債費は、対前年度比7,552万7,000円増額の3億2,338万6,000円を計上しております。増額の主な要因といたしましては、次期施設土地取得事業分の元金償還開始による増、地域振興策施設等整備事業の利子償還などの増でございます。

次に、25ページ下段を御覧ください。5款予備費、1項予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、26ページから35ページは、特別職と一般職及び会計年度任用職員に係る給与費明細書でございます。

なお、26ページの特別職の職員数は、前年度から変更はございません。

27ページの一般職の職員数は、1名の増でございます。

また、33ページの会計年度任用職員の職員数は、前年度から変更はございません。

36ページから38ページには継続費に関する調書、39ページには債務負担行為に関する調書、40ページには地方債に関する調書、41ページから42ページには市町負担金に関する調書を添付してございます。

詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、議案第5号 令和8年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の43ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,804万6,000円と定めるものでございます。

第2条、地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、45ページの第2表、地方債のとおり定めるものでございます。

47ページを御覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の歳入につきましてご説明いたします。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金は、対前年度比274万円減額の9,562万1,000円を計上しております。各市の負担金につきましては、右の説明欄に記載のとおりでございます。

また、負担金の内訳につきましては、59ページの市負担金に関する調書のとおりでございます。

47ページに戻りまして、2款使用料及び手数料、1項使用料は、印西霊園の芝墓所55基分、納骨堂12体及び合祀墓28体分の墓所使用料並びに芝墓所2,647基分の管理料を見込みまして、対前年度比483万4,000円増額の3,440万4,000円を計上しております。

次に、3款繰越金、1項繰越金は、対前年度比53万8,000円減額の1,000円を計上しております。

4款諸収入、1項雑入は、前年度と同額の2万円を計上しております。

5款組合債、1項組合債は、対前年度比3,260万円増額の9,800万円を計上しております。これは、印西霊園に整備いたします第4期墓地区画整備事業の事業費の増額によるものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

48ページから49ページにかけて、1款墓地事業費、1項墓地事業費は、1目墓地事業費で、職員1名分の職員人件費、墓地管理に要する経費及び芝墓地の整備に要する経費について計上しております。対前年度比3,214万3,000円増額の1億8,494万4,000円となっております。増額の主な要因でございますが、墓地整備費で第4期墓地区画整備工事の増額によるものでございます。

次に、50ページ上段の2款公債費、1項公債費は、対前年度比201万3,000円増額の4,210万2,000円を計上しております。この増額の主な要因といたしましては、第4期墓地区画整備事業の利子償還の開始による増でございます。

次に、50ページ下段の3款予備費、1項予備費は、前年度と同額の100万円を計上しております。

次に、51ページから56ページには、一般職に係る給与費明細書を添付してございます。

なお、職員数の増減はございません。

また、57ページには継続費に関する調書を、58ページには地方債に関する調書、59ページには市負担金に関する調書を添付してございます。

詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算及び議案第5号、印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑に当たりましては、総括事項及び個別事項に分けて行います。

初めに、総括事項について質疑の通告のあった議席9番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 9番、軍司俊紀です。通告に基づき一般会計のみ総括質疑として一括で質問をさせていただこうと思っております。

質問1、将来的な財政負担の平準化と持続可能な組合運営に向けた基金制度の創設について。当組合では、新クリーンセンターの建設に伴い、莫大な起債、借金を抱え、令和10年度の稼働後からは、その償還と新施設の運営費、さらには斎場の老朽化対策が重なる重層的な財政負担の時期が到来します。現在本組合には、特定の目的を持った基金が存在しないが、2市1町の住民負担を将来にわたって平準化し、突発的な物価高騰や災害に対応するためには、今こそ基金の創設に踏み切るべきであると考えます。以下の観点から当局の決断を問います。

(1)、財政調整基金としての機能として、毎年度の決算剰余金を単に市町へ返還するのではなく、組合内に積み立てることで、将来の燃料費高騰やスライド条項等による急激な予算増に対応するクッションとしての基金、つまり財政調整基金を設置すべきではないでしょうか。

(2)、次期大規模改修への備えとして、新施設稼働から15年、あるいは20年後に必ず訪れる新クリーンセンターの大規模修繕に向け、今から計画的に積立てを行う施設整備基金の検討状況というのはいかがでしょうか。

質問2番、環境省は、現在、廃棄物処理施設のカーボンニュートラル化と災害廃棄物への対応力強化を強力に推進しています。組合では、令和8年度当初予算において、以下の視点を踏まえた予算作成を行ったのかを問いたいと思っております。

(1)、廃棄物処理のカーボンニュートラル化と現施設の計画的運用について。環境省の最新の指針

では、廃棄物処理施設を地域の脱炭素拠点と位置づけ、令和7年度予算においても炭素循環型プラントへの転換が強力に推進されています。当組合においても、令和10年の新施設稼働に向けたカーボンニュートラル化のビジョンが必要不可欠であると考えます。一方で、令和9年度にその役割を終える現在のクリーンセンターにおいても、稼働終了の日まで、温室効果ガス削減に向けた努力が求められます。令和8年度予算において、現施設の省エネ運転の徹底や焼却時のCO₂排出源となる化石由来プラスチックのさらなる混入防止に向けた住民、事業者への周知啓発費用、あるいは運用上の工夫をどう盛り込んでいるのかをお聞きます。

(2)、災害廃棄物への対応力強化について。環境省は、能登半島地震等の教訓から、令和7年度以降、中間処理施設を運営する自治体に対し、受援計画のより具体的な策定を求めています。当組合においても、応援にきた外部職員が迷わず活動できるよう、権限の委任や執務環境の確保といった具体的な項目を盛り込んだ計画改定が必要だと考えます。令和8年度予算において、こうした災害対応ソフトの強化、マニュアルの改定とか受援訓練に向けた費用というのは、新施設の建設事務と並行してどのように計上されているのでしょうか。

質問3、世界的な燃料価格の高騰が続く中、斎場の火葬燃料費も高止まりしていると考え、組合財政に与える影響を注視すべきではないでしょうか。厚労省からも省エネ型火葬炉への転換や効率的運営が推奨されていますが、組合ではどのように認識しているのだろうか。令和8年度予算においても、燃料費の積算根拠は前年度比でどう推移しているのか。

また、ハードの更新時期を待たずとも、現行の火葬炉において燃焼スケジュールの最適化やメンテナンスの徹底による燃焼効率の維持など、燃料消費を抑制するための運用の工夫は予算にどう反映されているのでしょうか。

以上、大きく3点質問いたします。

○議長（柴田圭子議員） 答弁を求めます。

久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうからは、質問1の(1)と(2)についてお答えさせていただきます。

まず、質問1の(1)です。財政調整基金の設置というところについてお答えさせていただきます。財政調整基金につきましては、特定の目的ではなく、柔軟に活用できる基金であることから、当組合の予算編成において、資金を調整するための有効な手段としてメリットがございますが、その基金の積立ての財源といたしましては、決算剰余金になるものと考えられます。決算剰余金につきましては、均等割、人口割、ごみ量割など、各事業における負担割合に応じた関係市町からの混在した負担金となりますので、関係市町の意向が必要と考えております。また、過去には、関係市町から組合の基金の設置について必要ない旨、意見をいただいているところではありますが、必要に応じて関係市町との協議が必要であると考えております。

以上でございます。

続いて、(2)番目、施設整備基金の検討状況というところについてお答えさせていただきます。施設整備基金の設置につきましては、基金設置に係る財源が、先ほどの財政調整基金同様、市町からの負担金になるものと考えております。このことから、関係市町の意向を踏まえ対応していく必要があるものと捉えております。

なお、当該基金の設置に向けた検討は、現段階では行っておりません。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 私のほうからは、質問の2の(1)と(2)についてお答えさせていただきます。

まず初めに、(1)、廃棄物処理のカーボンニュートラル化と現施設の計画的運用についてについてお答えさせていただきます。現クリーンセンターについては、印西クリーンセンターごみ焼却施設の長寿命化計画により、平成27年度から平成29年度までの3年間をかけて、機器のインバーター化や省電力化によるCO₂3%以上削減を目標とした基幹的設備改良工事を行っております。

また、ごみ焼却余熱を活用し、蒸気タービン発電機による発電量を最大限にすることで、購入する電力を抑えることや、熱供給事業者に余熱を供給することなどにより、CO₂の削減にも努めておりますが、令和8年度予算に明確なカーボンニュートラル化に関する予算は計上しておりません。

次に、化石由来プラスチックのさらなる混入防止に向けた住民、事業者への周知啓発につきましては、住民に対しましては、ごみ減量化・資源化推進費に、ごみ分別啓発周知用チラシの印刷製本費及びポスティング業務委託料を予算計上してございますので、そちらを利用し、プラスチックの再資源化等の啓発を行ってまいります。

また、事業者に対しましては、毎年度末に受付業務を行っております、事業系廃棄物許可申請などの際に啓發文などを配布し、プラスチックの再資源化を進めていくとともに、関係市町の広報紙やホームページ等を活用し、周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

続きまして、(2)、災害廃棄物への対応力強化についてお答えいたします。ご指摘のとおり、受援に関する具体的な計画は策定しておりませんが、令和5年3月に策定した印西地区災害廃棄物処理計画では、他自治体等からの応援職員の派遣に関する支援内容やボランティアとの連携に関する項目を掲載しております。本計画では、組合と関係市町との役割分担等が定められており、当組合は施設の運営が主務となっております。このことから他自治体等からの応援職員の対応につきましては、関係市町の所管業務となることが想定されていることから、国や県、関係市町の計画改定時に当組合も共に災害廃棄物処理計画を改定し、より具体的な計画となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 私のほうからは、質問3についてお答えさせていただきます。

当組合としては、効率的に斎場の運営をしていくことは重要であると考えております。当斎場の燃料費、LPガスの推移につきましては、積算に当たり、例年実績、契約単価を軸に算出しており、令和8年度当初予算においては、令和7年度当初予算と比較して若干下がっておりますが、大幅な変化はございません。また、当斎場は、組合財政の負担軽減を念頭に置きながら、火葬施設の効率的な運営に努めております。省エネ型火葬炉については、火葬プロセスに関わる火葬炉本体やバグフィルターなどの関連機器の適切な保守点検及び予防的修繕により維持管理を行っており、これによって燃料消費の抑制につながっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） それでは、再質問行なってまいります。まず、質問1の(1)のほうですけれども、財政調整基金は特定の目的でなく柔軟に活用できる基金であることからメリットがあるのではないかということは、当局のほうからも、組合のほうからもご回答いただいています。将来の財政変動に柔軟に対応できるからこそ意義があり、新クリーンセンター稼働後に想定される燃料費高騰、物価変動、突発的な財政需要への備えとして極めて有効な手段だと私は思います。確かにおっしゃるとおり、決算剰余金が関係市町の混在した負担金であることは承知してはいますが、だからこそ単年度で返還するのではなくて、将来の共同負担を平準化する組合全体の安全弁として積み立てることは、結果として関係市町及び住民全体の利益につながるのではないかと思います、どうなのでしょう。

また、過去に基金設置は不要だという意見があったとしても、最近は本当に不要だという認識ですけれども、一時は検討していただきましたが、今回新施設建設という財政環境が大きく変化しているというのは目に見えますので、こういったことを前提として、やはり財政調整基金をつくっていくべきではないかなと思うので、改めてお聞きしますが、新クリーンセンター稼働後に到来する重層的な財政負担を見据えて基金制度の必要性については、改めて整理、検討を行い、具体的な制度案を示した上で、関係市町との協議を組合が主体となって改めて開始する考えはあるかどうか、確認します。これが1点目。

(2)です。(2)についてですけれども、こちらはやはり基金の話で、先ほど来、現在のクリーン

センターの解体においても、基金を設置したらどうだというように一般質問でやったわけなのですが、今回特に新施設の長寿命化、あるいは大規模修繕ということをやったり考えると、こちらは確定的なもう財政負担になることは目に見えているわけですよ。私、団地のほうのNPOなんかに属していて、団地においては、マンションにおいては、長期修繕計画なんかを立てながら、あらかじめお金を積み立てていって、それで必要なときには取り崩していくという考え方で、ずっともう運営してきました。同じようにやはりクリーンセンターでも、令和10年に完成してから15年、20年後には大規模修繕起こることが分かっているわけですから、それほど組合として、当局としては、新施設のライフサイクル全体を見据えた財政運営の一環として、この施設整備基金というものに対して、必要性について改めて整理を行って、設置の是非、積立て方法を含めた検討を開始すべきではないかなというふうに思うのですが、改めて認識を聞きたいと思います。

次に、大きい2番、質問2の再質問ですけれども、(1)です。なるほど現在のクリーンセンターにおいては、私も基幹的改良工事に立ち会って、組合議員として平成27年度から平成29年度まで、この席上で、議席上で、いろいろああでもない、こうでもない申し上げたわけなのですが、確かにそのときに一定のCO₂削減効果を上げてきたというのは事実だと思いますし、評価していきたいと思うわけです。また、余熱利用とか発電による電力購入量の抑制、住民、事業者への分別啓発など、日常的な取組は継続されていることも承知しています。しかし、環境省が近年強く打ち出している廃棄物処理施設を地域の脱炭素拠点と位置づけるという方針は、従来の延長線上の取組にとどまらず、施設の運用であるとか、予算編成の中に明確に位置づけることを求めてきているのではないかなと。だから、環境省は、通達等を通じて各自治体にこのことを言うてきているわけです。令和9年度に役割を終える現クリーンセンターであっても、稼働終了まで移行期と捉えて、新施設稼働後につながるカーボンニュートラルの考えとか行動様式を、職員さん、それから住民、事業者に浸透させていくことが重要であって、そのためにはやはり取組の方向性を明確に示す予算方針とか事業の整理って必要なのではないですか。確認改めてほしいのですけれども、令和8年度予算において、明確なカーボンニュートラル化予算を計上していない状況を踏まえて、現施設の残りの2年間をどのように位置づけて、新施設稼働に向けたカーボンニュートラル化のビジョンを、いつ、どのような形で整理、発信していく考えなのか。これ予算化していくのか。補正予算でも構いませんし、来年の当初予算でも構いませんし、どういう考え方を組合として、当局として持っているのかを確認したいと思います。

(2)のほうです。災害廃棄物の対応力強化についてです。こちらについても、これも私のほうで組合のほうでつくるべきだ、つくるべきだと言ってきた印西地区災害廃棄物処理計画、これ令和5年3月によく策定されてきたわけなのですが、これがあることによって、受援職員の派遣とかボランティアの連携に関する項目があり、ある程度整理されているのは評価できると思います。しかし、環境省がやはりこれ最近求めている受援計画の具体化というのは、単に役割分担を整理するだけにとどまらず、実際の災害発生時において、応援に来た職員がどういう形で事業をヘルプしていくのかといったような、実務のレベルまで落とし込んだものをつくれというふうにして言っているわけですよ。特に私たちのような中間処理施設を運営する一部事務組合においては、災害時に施設が果たす役割は極めて大きくて、受援体制の具体化は組合として主体的に関与すべき課題ではないかと思えます。その中で組合として、国、県、関係市町の計画策定を待つだけではなくて、主体的に受援体制の課題整理を行い、少なくともマニュアルの具体化や机上訓練等については、令和8年度にすべきではないかなと思うのですけれども、その辺どのようにお考えになっていますか。そこをお聞かせください。予算化されていなくても、具体的にお金がかからないことはできるはずですよ。

最後に、質問3のところなのですが、ご回答をお聞きしていて、正直申し上げて現状維持、保守で十分だという、どちらかというとちょっと消極的な態度なのかなと思っているのですけれども、組合としては、やはりより積極的な燃料費抑制を求める方向に持っていくことを意識すべきではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなっているのか。具体的に申し上げますと、これも厚労省のほうで火葬場の効率運営や省エネ対策を重視しているということは、質問の中で申し上げたわけなのですが、例えば火葬予約の集中を避けるためのスケジュール調整の徹底、副葬品の、副葬品ってご存じですよ、棺おけに入れる、天国に持っていってもらいたいものとか入れますけれども、そうい

うものの制限強化、事前周知による不燃物の低減、燃焼制御システムの微調整とかバーナー設定の見直し、職員向けの燃焼効率向上研修の実施といったような、ソフト面だけでも運用の最適化について具体的に令和8年度どのように取り組んでいくのか。予算にどのように費用効果を反映していくのか。それを示していただけませんか。また、長期的に見て、やはり省エネ型火葬炉の更新を視野に入れた検討とか、近隣のほかの組合、自治体で燃料費抑制の先行事例の調査とか研究を行われているのかというのを確認したいと思います。

以上、再質問とします。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうからは、財政調整基金及び施設整備基金の調整、設置に関わる部分についてお答えさせていただきます。

まず、財政調整基金のほうにつきましては、1回目の答弁でもお話しさせていただきましたが、組合として資金を調整するための有効なメリットとして捉えているところではあります。関係市町から過去ご意見をいただいておりますので、ここの部分につきましては、組合だけで進められる話ではございませんので、必要に応じて検討していきたいと考えております。

続いて、施設整備基金の部分につきましては、こちらにつきましても、市町の負担金が主たる財源にはなってくるのかなというところで、近隣の他の一部事務組合においても、特定の目的を持った基金を設置している組合、財政調整基金を持っている組合等もありますし、あとはもう全く基金を設置していない、当組合と同じように基金を持っていない組合もございますので、他の組合の事例などを参考にして、必要に応じて、こちらの部分についても組合だけの話ではございませんので、そういった必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 私のほうからは、廃棄物処理のニュートラル化と災害廃棄物への対応強化の再質問についてお答えいたします。

まず初めに、廃棄物処理のカーボンニュートラル化についてお答えいたします。現施設につきましては、定期修繕等の際に高効率モーターへの交換や照明をLEDへ交換することなどの対応を行っております。

また、次期中間処理施設につきましては、CO₂フリー電力の採用、高効率空調機や回生電力活用エレベーターなどの省エネ機材を導入することにより、消費電力の削減とカーボンニュートラル化実現に努めてまいりたいと考えております。

また、情報発信につきましては、当組合のホームページ等を活用し、公表してまいりたいと考えております。

続きまして、災害廃棄物への対応力強化の再質問にお答えいたします。受援体制に関しましては、関係市町が主体となることが想定されることから、組合が主体となった課題対応を行うことは、今のところ考えておりません。しかし、令和8年度中にマニュアルの具体化や、机上訓練とまではいきませんが、まず初めに災害廃棄物処理で想定される対象業務に関して、組合及び関係市町の役割分担について再確認等を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 私からは、質問3についてお答えいたします。

ソフト面の運用の最適化といたしましては、火葬時間の短縮のため、副葬品の制限やご遺体の状態に合わせてバーナーの位置を調整するといった対応をしております。

また、令和8年度は、先進事例の調査研究のため、日本環境斎苑協会が主催する研修に参加するための予算を計上しております。

省エネ型火葬炉への更新を視野に入れた調査研究は現在行っておりませんが、今後近隣自治体の動向等を踏まえ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 最後、再々質問ということになるわけですが、まず1番の基金の話なのですが、施設整備基金でも財政調整基金でもそうなのですが、両方とも共通していることは、将来の財政リスクに備えるということなのです。今は各市町ともそれぞれしっかりと財政運営をされてきて、それなりに余裕のある運営もされているのかなと思うのですが、やはり今後将来の財政リスクに備えて、例えば突発的な財政変動に対応するためにはどうしたらいいのだというのを考えた場合に、例えば財政調整基金であるとか施設整備基金であるとか、先ほど申し上げた解体のための基金であるとか、そういったものは本来一体的に整理、検討すべきではないかなというふうに思っているわけです。今回ばらばらに聞いてきましたけれども、新クリーンセンターのライフサイクル全体を見渡した財政運営の枠組みとして、基金をやはり2本立て、3本立てでしっかりと整理し、役割分担や積立てルール、こういったものを含めた包括的な検討を行う考え方はあるのかなと思うのですが、どのようにお考えになっているのかを最後質問としてお聞きします。

質問2の再々質問については、(1)の廃棄物処理のカーボンニュートラル化については、特にないというか、現施設の残存期間をどのように位置づけているのかについては回答がなかったように思うので、現施設、残り2年間どうやってカーボンニュートラル化を進めていくのかというのを改めてお聞きしたいなと思います。新施設稼働に向けたビジョンというものについては、どういったことをやっていくということ、先ほど回答があったので、その回答でよしとしますので、現施設についてのみお聞かせください。

災害廃棄物の対応力強化については、こちら具体的に申し上げますと、新施設稼働前に現施設において実地訓練って行ったほうがいいのではないかなと思うのですが、机上訓練でも構わないのかもしれませんが、実地訓練というのをやっておくべきなのかなと思いますので、その辺について考えはあるのか。令和8年度無理であれば、令和9年度に向けて、最後の最後にやってみようということは必要なのかなと思います。最近地震もそれなりに多いようですので、ちょっと気になっていますのでお聞きします。

それから、質問3については、回答は大体分かりました。ただ、燃料費の推移の具体例とか消費量の削減目標など、こういったものもしっかりと考えながら、具体的にやっていらっしゃる内容というのは分かるのですが、本来であれば数値があってこそ、その数値に達した、達していないというのを見極めていくべきできないかなと思うので、その数値目標ということについて、組合側ではどう思うのか、どう考えるのか、やっていくべきではないかということをお伝えして、私の総括質問を終わります。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、3回目のご質問に対しまして、私のほうからは基金に関するところで、財政調整基金、施設整備基金併せての答弁をさせていただければと思います。

ご質問といたしましては、両基金の設置に向けて包括的な考えはどうかというようなどころでお答えさせていただきたいと思います。ご質問いただく中で、議員さんのほうから十分、その基金の設置に対するメリットというところは多分にお示しいただいたのかなというところ。先ほど来、私のほうからも申し上げておりますように、基金の設置につきましては、当然組合だけで進められる話ではないというところございますので、そこは再三答弁の中で申し上げているように、市町と協議して必要に応じて検討していくというところで考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 私のほうからは、再々質問のありましたカーボンニュートラル化についてと災害廃棄物の対応についてお答えいたします。

まず初めに、カーボンニュートラル化につきましては、現施設につきましては定期修繕等の際に、先ほど申しましたけれども、高効率のモーターに交換するとか照明をLEDに替える等のことを行いまして、CO₂の削減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、受援体制につきましては、まず初めに、まずは関係市町と当組合で役割分担の確認を

した後、マニュアルの具体化や机上訓練等の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 私のほうからは、質問3の再々質問についてお答えいたします。

燃料の抑制の数値目標なのですが、千葉県内、近隣の千葉斎場、しおかぜホール茜浜、県内で11施設において、印西斎場と同じ火葬炉のメーカーを使っておりますので、そういうところで燃料抑制で成功事例などあったかどうかを今後調査研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） これで通告のあった総括事項の質問を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（柴田圭子議員） 個別の質疑に入りますが、あらかじめ申し上げます。

会議規則第9条第2項により、本日の会議時間は延長させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（柴田圭子議員） では、個別の質疑に当たっては挙手をし、議長の指名を受けて行ってください。

なお、質疑については、要点を簡明にし、議事進行にご協力ください。質疑は分割して行います。また、予算書のページを述べてからお願いいたします。

初めに、一般会計の継続費及び地方債、4ページ、5ページの質疑を行います。4ページ、5ページ、一般会計の継続費、地方債及び歳入について質疑を行います。

質疑はありますでしょうか。5ページまで。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、質疑なしと認め、次に進みます。

次が6ページ、歳入歳出予算事項別明細書から8ページ、歳入の部分についてまでの質疑を行います。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 6ページの歳入の2款使用料及び手数料です。これにつきまして、内容についてお聞きしたいと思います。といいますのは、前年に比へまして1,636万5,000円の減というふうに記載しております。それで、当初予算案の概要の中でその内訳が多少出ておりますけれども、まず一つがごみ処分手数料、これが事業系のごみが非常に大きく減少ということで載っております。1,432万2,000円の減ということで載っております。そこら辺がどのような見込みで、つまりごみ減量とか、そういう効果ということでこの見込みになったのか。ただ、企業分は、地域全体としてはちょっと増えているのではないかなというふうに思いますので、事業ごみの予測としてどうなのかなということを説明いただきたいと思っております。

それから、平岡斎場関係、同じようにこの中に入っておりますけれども、平岡自然の家の使用料の中で、体育館はプラス・マイナス・ゼロ、それから研究室は20件の減、それからキャンプ場が10件の減、しかしグラウンドは28件の増というふうに見込んであるのですけれども、あと体育館の冷暖房40件増です。これが全体的に平岡の自然の家の使用料としてどのような見込みで、つまりこれから増えていくのか、あるいはちょっと減っているのかとか、そういったものを含めてどのような見込み、特にグラウンド28件増というのはどういうことなのか、よく分からなかったなので、ここら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 衛生手数料の減についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、昨年度と8年度の搬入量を検討しましたところ、約422トンの減少が見込まれることから、その分を減額しているものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 私からは平岡自然の家のほうなのですが、キャンプは最近ちょっと暑いので減っているということで伺っております。研修室も昨年度は少なかったということで、ちょっと減っております。体育館はほとんど変わらなくて、あとグラウンドなのですが、サッカーチームが週末よく使うようになりましたので、それで増にしております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） ごみ処分の手数料のほう、事業系ごみの手数料のほうなのですが、昨年度に幾ら上げて422トンの減であったと。昨年度の数字ということですよ。8年度も同じような傾向にいくというような見込みということなのではないでしょうか。それちょっとお聞きしたいと思います。

それから、平岡自然の家のほうは、見込みとして猛暑とか、そういったことを含めて、あとグラウンドのほうが定期的に使われるのができたということで、それは非常によかったかなというふうに思います。分かりました、それは。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

先ほど申しました数字は、7年度当初の見込みと8年度当初の見込みと比較した際の減少でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。6ページから8ページまで、歳入のほう。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、引き続き歳出のほうに移ります。9ページから12ページの一番下、総務費の監査委員費のところまでで切ります。

質疑ある方は。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） 予算書10ページになります。4、総務事務費の中の委託料です。一番下に職員採用適性試験業務委託料というのがあります。これを見ると職員採用を行うつもりなのだなということを感じるわけですが、これどういう職種でどのような募集を8年度予算の中で行っていくのかということをお伺いいたします。

それから、もう一点が、ホームページウェブサイト更新業務委託料です。その少し上にありますけれども。例年大体いつもこのぐらいの金額がかかっているのですが、私、率直に申し上げて組合のホームページとても見づらく、私から見ると。なかなか情報を探せないのですよ。いつも見ても、どこなのだろうというのが本当に見えてよく分からない。文字が小さいというのもあるのかもしれないのですが、この辺が新規施設を見据えてホームページの更新、いつもこれだけかけていて、この内容なのかなというのを少し思うところがあるので、そこら辺の工夫というか、8年度何かあるのか、お伺いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、ご質問2点、職員採用の関係と組合のホームページの関係2点ということでお答えさせていただきたいと思っております。

まず、職員採用の部分です。職員採用適性試験業務委託料ということで、職員採用を来年度、8年度予定しているのかということになるかと思いますが、今年度再任用職員が1名、任期が満了になるというところもございまして、それに伴う欠員補充ということも1つ、職員採用に向けての要因として考えているところでございまして、具体的な職種等につきましては、今後状況を踏まえた上で考えていきたいというところでございまして。

もう一点、組合のホームページ、ホームページウェブサイト更新業務委託料、ここの部分につきましては、今年度、ホームページ、今まで職員が全部手作業で行っていたものを、事業者のほうに更新作業等を委託するような予算を、7年度予算計上してございまして、引き続き8年度についても、そ

らを継続していくというような予算計上になっております。まだ今年度、つい最近になります、こちら事業者との契約が終わりましたので、今後ホームページの更新等、7年度から8年度、引き続き行っていくところにはなりますが、議員さんおっしゃられるように見にくいというお言葉もいただいておりますので、そういったことも踏まえて、何らか対応できていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 非常にほんわかした採用計画だなと思うのです。再任用の方が一人いなくなるので、人として一人補充しなきゃというような感じの採用でいいのかなと思いますので、例えば技術職、きちんとした技術職を採用しましょうということであれば、本当に今採用試験すごいびっくりするほど早いのです。もう印西市、年度末からやっていますので、年度の始まる前からやっていますから、やっぱりちゃんと職員採用しようというふうな気持ちを持ってやるなら予算計上してほしいし、やってください。その辺の何となくほんわかした、人が採ればいいかなというような、駄目だったら派遣してもらおうかみたいな、そういう感じではなくて、やっぱり組織としてちゃんと人を採用していくのだというのであれば、やっていただきたいと思うので、もう一回そこら辺お願いします。

それから、ホームページも、少なくとも検索機能ぐらいはつくってもらいたいので、サイト内検索ぐらいはできるようにしてもらいたいし、もう少しやっぱり見やすくするような努力をやってください。その辺のこれからの交渉というか、業者との交渉もありますから、もう一回答弁お願いします。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） そうしましたら職員採用の関係につきまして、具体的な職種を今ここで申し上げていいものかというところで、先ほどのような答弁をさせていただいたところではあるのですが、もう明らかに1名、任期が満了になるということが分かっておりますので、そこに対する欠員の補充というのは当然考えていかなければいけない。そこについては組合独自で採用をしていくところでの今回予算計上となっておりますので、そこは組合として職員採用に向けて動いていくための予算というふうに予算計上としてはしております。

組合のホームページのサイト内検索という具体的なところまで、議員さんのほうからお話出ましたので、そこにつきましては今後事業者のほうと調整をしていくべき事項になるのかなと。できるだけ利用していただく方に見やすいホームページが構築できていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに。12ページの一番下まで。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 12ページの上から行きます。財産管理費の一番下のほうなのですが、委託料の不動産鑑定業務委託料がありますけれども、これは白井の旧清掃工場の跡地かな、前、リサイクルセンターとかというふうになっていたかなと思うのですが、これ不動産鑑定されるということなのですが、今現状どのようになっている、どんなふうに鑑定して、8年度どのようにされるのか。その計画ありましたら教えていただきたいと思います。

その下に敷地内樹木等管理委託料というのがありますが、これはこの白井のところになるのかどうか。

そして、同じ11ページの真ん中辺にも委託料で、敷地内樹木等管理委託料というのがありますが、これは多分この庁舎かなというふうに思うのですが、そういうことでいいのかどうか確認します。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、不動産鑑定業務委託料と敷地内樹木等管理委託料のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、12ページの財産管理費における不動産鑑定業務委託料につきましては、議員さんおっしゃられたように、白井市南山にある旧清掃センターの跡地の部分に関わる不動産鑑定業務委託料というようなこととなります。現在の進捗状況という部分に関しましては、まず令和6年度に各関係市町に利

用について、その南山の清掃センターの跡地について、印西市、白井市、栄町に利用の確認意向等を行ったところ、いずれも利用の予定はないというところがございましたので、令和7年度になりまして、白井市と都市計画の変更についての協議を行っている、現状としてはその段階になっております。今回不動産鑑定委託料、予算計上させていただいた部分につきましては、今後その話が進んでいったときに、土地の価格等確認していくという意味合いも含めまして、予算計上のほうさせていただいております。

その不動産鑑定業務委託料の下、敷地内樹木等管理委託、ここにつきましては、議員さんおっしゃられたように、南山の旧清掃センター跡地の樹木剪定の委託料となります。

11ページの中段にございます敷地内樹木等管理委託料、こちらにつきましても、議員さんのおっしゃられたとおり、こちらの組合のクリーンセンター内の樹木等管理委託という形になります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） ありがとうございます。

不動産鑑定の関係なのですが、各市町にお聞きいただいたということなのですが、そこはないということで、例えば今現在、民間などでそこを何とかというお話があったりするのかどうか。つまり令和8年度に鑑定を行いまして、その後、具体的な話になりそうな話が今現在あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） 民間からの引き合いがあるかどうかという部分については、直接組合に対して何か土地に関して活用したいとか、そういったお話というのは特段受けてはおりません。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、質疑なしと認めます。

では、次に、2目、13ページから16ページの下のところ、最終処分場の手前のところまでで一回切ります。

質疑あれば挙手をお願いいたします。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 14ページというか、13ページからずっと塵芥処理費が計上されているわけなのですが、塵芥処理費の中の印西クリーンセンター運転管理費というのがあって、その中にずらずらと旅費、需用費、役務費、委託料があって、使用料及び賃借料というのがあるのですよ。お聞きしたいのは、ない項目があるのですよ。何がないのかというと、令和7年度の当初予算においては備品購入費というのが盛られていたのですよ。だけれども、令和8年度の当初予算においては、この備品購入費というのが盛られていないのです。つまり言い換えると令和8年度においては印西クリーンセンターの運転管理においては、特に機械器具を購入するために何らかの備品を購入するという計画はないというふうに考えていいのかどうか、そこ確認します。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和8年度におきまして、備品購入費として扱う備品についてはございません。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

ほかございますか。16ページの最終処分場費の手前まで。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 今軍司議員が質問したのと同じような範囲になるのですが、3款衛生費の塵芥処理費の中です。塵芥処理費の中で施設維持費がかなり大幅減になっているのです。この説明のほう、概要の3ページに塵芥処理費の施設維持費が2億円余り減になっていると。印西クリーンセンターの定期修繕料、定期点検、保守業務委託などの減ということで2億円くらい減となっているので

すが、そこら辺は先ほどさらっと説明があったような気もしましたが、もう一度これがどうしてこのくらい減ったのかを伺いたと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

修繕料につきましては、廃炉に向けて今後進めていきますので、必要最小限の部分の定期修繕を行うということから、この額が減額になっておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） そういうことかなというふうに思ったのですが、移転するまではあと2年くらいは使うわけですから、それでなにか非常に傷んでいる部分もあるのかなと思うのですが、あと火災事故なんかもございましたけれども、そこら辺の対応とかのしわ寄せでこういうふうになっているのかななんて、ちょっと考えてしまったものですから、そういうことはないでしょうか。必要な修理とかはやはり必要だと思いますので、そこら辺の考えについてお聞きします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまの質問にお答えいたします。

運転上必要最小限の部分につきましては、修繕は行っていきますので、こういった施設の耐えられる部分については修繕のほうは控えていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、16ページの下のところまでは、質疑はないと認めます。

では、次に進みます。3目の最終処分場費、17、18ページの下のところでは、最終処分場費ありですか。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 私だけが理解していないのかもしれないのですが、ページ数でいうところの18ページ、18ページというか、17ページから引き続いて18ページにかけて、最終処分場施設維持費というのが上がっています。ここの何を聞きたいのかというと、今回の当初予算の案の概要の中に、最終処分場事業では継続事業最終年度になる浸出水処理施設改修整備工場の費用を計上しておりますと書いてあるのですよ。これはまさにこの17ページ、18ページにおける最終処分場施設維持費3億1,227万3,000円が全体的な話になってくるのですけれども、何を聞きたいのかというと、この工事というものの自体が、令和6年7月に臨時議会において、印西地区一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設改修整備工事ということで、4億1,800万円計上されて契約をして締結をされているわけですよ。こちらの今回の当初予算の説明では、継続事業年度の最終年度となる浸出水処理施設整備工事を計上していますって、これ最終年度と書いてあるのですが、工事請負契約を見たときに、この工事自体の工期が令和9年3月15日までということになると、つまり令和8年度に全部終わるということになるわけです。つまりここに書いてある工事の目的、例えば実施設計、管理浸出水スケール対策工事、土木建設工事、機械工事等々は、順調に全部予定どおり終わらせることができるのかどうかというのを、令和6年度からの継続でやっていると思うのですが、事業の進捗を含めて完了しますよという、その辺の、言葉悪いですが、言質が欲しいと思って質問します。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在につきましては設計図書を基に機器等の作成を進めておるところでございます、令和8年度につきましては現地での作業を行い、全ての工事が完了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） それはそれでいいとして、ちょっと気になっているのが、この最終処分場の施設維持費については、これは令和7年度の当初予算の審議において、第1工区と第2工区に分か

れて、今の新クリーンセンター造るに当たって土が出てくるので、その土について、残土ということで最終処分場に持って行って、要するに覆土として使えますよという説明を令和7年度にされているのですよ。それが第1工区、第2工区があって、第1工区は令和10年度に100%になりますよと。これは覆土のほうの話です。その覆土が令和10年度に100%になりますよということは、令和8年度においては、この覆土というのはどういうふうになっていて、浸出水の施設改修と絡んでくるのかという、その辺の説明がどこにも書いていないのでよく分からないのですけれども、その覆土の件、第1工区、令和10年度に100%という説明がありました。では令和8年度はどのような段階になっているのか、そこをお聞かせいただけますか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最終処分場の1工区につきましては、今年度約2万5,000立米の土砂を搬入してございます。今後も引き続き土砂を搬入し、100%最終覆土をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） すみません。今の回答ではよく分からない。よく分からないというのは、今おっしゃった今年度というのは、それは令和7年度ですか、令和8年度ですか。令和7年度が2万5,000立米の覆土があったのか、令和8年度に2万5,000立米の覆土を予定しているのか。今、今年度という、どちらのことをおっしゃっているのかが分からないので、その辺を整理しながら、令和10年度に向けて令和8年度は何立米覆土するのだ、令和7年度は何立米覆土したのだ、その辺が分かればおっしゃっていただきたいですし、それはこの当初予算のどこに盛り込まれているのですか。それがよく分からないのでおっしゃってください。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど今年度と申したのは令和7年度でございます。令和8年度につきましても、同量の土砂を搬入できればというふうに予定しております。

以上でございます。

○9番（軍司俊紀議員） 答弁漏れ。どこに記入されているのか。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） すみません。どこにその土砂の予算となりますと、次の次期施設の……

○9番（軍司俊紀議員） なるほど、分かりました。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） よろしいですか。

○9番（軍司俊紀議員） はい。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 失礼します。

○議長（柴田圭子議員） ほかに最終処分場のところありますか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） 私もよくそこが分からなくて聞こうと思ったのですが、17ページの工事請負費、下のほうにあります工事請負費、浸出水仮設調整池設置工事というのがあります。この内容があまり、私にはよく分からなくて、昨年度の土を持ってきて埋めますよという話があって、そして今度は仮設の調整池を造りますよという話です。これがどういうことをやろうとしているのかというのが、全体が分からないので、そこをもう少し詳しく説明していただきたいのと、この費用が3年継続費の中に入っているのかどうかというのも教えてください。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの仮設調整池につきましては、覆土したことによりまして最終処分場に降りました雨を一時的にためて、そちらを今度処理施設へ送るための一時調整のための調整池となっております。こちらにつきましては、継続費の中に含まれていない工事費となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかにありますか。
松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） すみません。20ページ大丈夫でしたか。

○議長（柴田圭子議員） まだ。
質疑はよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 質疑ないものと認めます。

次が次期施設の建設費のところ、18ページの下のところから、4目です。19、20、21ページ上のところまで。4目全体で。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 20ページの地域振興費のところの下の方に工事請負費入っておりますけれども、この地域振興費につきましては、一般質問の中でもちょっと分かりましたけれども、基本設計、実施設計、本年度取り組むということで聞いております。ここに整備工事の予算が10億4,000万円入っておりますけれども、この中に実施設計とかも入っているのかと思いましたが、この上のほうに地域振興策基本設計及び実施設計業務委託が入っておりますので、実際の工事費なのだろうと思うのですが、令和8年度にこれでいつ頃から取り組んでどこまでやるつもりなのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては次期振興施設の建設に当たるものでございまして、デザインアンドビルド方式を採用いたしまして、工事のほうを進めていきたいと考えております。実施時期につきましては、令和8年の8月から進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） すみません。よく分からなかったのですが、基本設計、実施設計の実施しつつ、ほかのところをやるということですか。それともそこまでには設計を終わらせるということなのでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域振興施設の基本設計及び実施設計につきましては、建物と関係ない駐車場、給排水、電線、植栽等の設計となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 21ページの一番上のところまで、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、質疑はないものと認めます。

ここで1時間半ぐらいたったので、暫時休憩します。

（午後 4時57分）

○議長（柴田圭子議員） 再開します。

（午後 5時05分）

○議長（柴田圭子議員） 歳出の次、今度は3款2項保健衛生費、4款公債費及び5款予備費、21ページの上のほうから歳出全部です。25ページまでで質疑がある方はお願いします。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） 23ページの上から7行目、印西斎場ITV設備保守点検というのが、これ

ちょっと見たことないなというのが入ってきたのですけれども、これの内容をお願いいたします。どういふものなのかということです。

それから、25ページの公債費の利子の分です。これはすごく利子が高くなっているなというふうに思うのですけれども、もともとの元金が増えているのか、どういふふうな感じで金利が上がっているのか、内容を細かくいただければと思います。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 私のほうから印西斎場 I T V、すみません、分かりにくくて申し訳ないのですけれども、設備保守点検なのですが、これ新規で監視カメラの保守点検でございます。印西斎場についている監視カメラの保守点検でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、25ページの4款1項公債費の利子の部分についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、次期中間処理施設整備事業の地域振興施設等整備事業の令和8年度前払金による利子の償還が主なもの、あとは利率も上がっているというところで、大幅な増額になっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） まず、監視カメラのほうですけれども、監視カメラ新しくつけたわけではなくて、つけていたけれども、保守点検を初めてやりますよということなののでしょうか。今までしていなかったけれども、やりますよ。これ何年間に1回ということなのか。毎年これからやるのか、お願いします。

それと、利子のほうですけれども、確かに増えて、もちろん元金のほうが増えていきますから、起債をしていますから増えるのは当たり前なのですけれども、どのくらい利子が増えて、その利子が増えた分というのですか、既存の借金の分のどの辺が上がったのか。新しい新規分と既存分でのどのくらいの割合が、割合というか金額が出ていたらお願いします。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 私のほうから、今まであった監視カメラがちょっと故障とかし始めましたので、それで保守点検が必要ということで今回予算計上させていただきました。申し訳ないですけれども、毎年必要かどうかはちょっと今確認していますので少々お待ちください。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） 今手元の資料で分かる範囲のご回答させていただければというところになります。昨年度と比べて大きな増額があったものとしては、次期中間処理施設整備事業のこちらの部分が3,400万円ぐらい増額という形になっておりますので、そこがまずは大きい部分になるのかなど。

あとは、大きく増額しているものとしてはアクセス道路整備事業、こちらの部分についても1,000万弱、945万ぐらいの増額になっておりますので、主だったものとしてはこういったもの。事業での部分にはなってしまうのですが、こういった部分の償還の利子が大きく増額しているものとなっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかにありますか。

長谷川議員。

○10番（長谷川則夫議員） 23ページ、24ページのほうの工事請負費の中で3点ほど、それぞれ項目並んでいますけれども、23ページのほうはバルク貯槽更新工事及び中央監視装置更新工事、24ページのほうは高圧ケーブル更新工事及び給湯設備更新工事について、内容を伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） それでは、お答えいたします。

まず、バルク貯槽更新工事なのですが、印西斎場の火葬の燃料はL Pガスで行っております。それ

のタンクの取替えの工事でございます。

次に、火災報知機は……

○10番（長谷川則夫議員） 火災報知機は理由が分かりません。結構です。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 続いて、中央監視システムなのですが、機械設備の冷温水発生機、空調機、排気ファン等の電気の状態の集中管理を行う監視システムがございます。

続きまして、自然の家の高圧ケーブルなのですが、東京電力とうちの境界の電柱から電気を引くケーブルの工事でございます。高圧充電設備まで来る線でございます。

給湯設備更新工事ですが、自然の家のエコキュートのほうが壊れておりまして、その修繕工事でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 長谷川議員。

○10番（長谷川則夫議員） 今、給湯のほう壊れてしまったというお話がございましたけれども、それらのほかの設備については使用期限が切れたとか、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 印西斎場、自然の家は、できてからもう少しで20年たちますので、それぞれ施設が老朽化しておりますので、それによって修繕等しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、質疑はないものと認めます。

では、次に26ページの給与明細書からずっと最後まで、一般会計の最後ですが、42ページ、市町別負担割合のところまでの質疑を行いたいと思います。

質疑ある方はありますでしょうか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、質疑はなしと認めます。

では、次は墓地会計のほうに移ります。墓地会計お開けください。よろしいでしょうか。最初から45ページ、歳入歳出予算の45ページ、地方債のところまで、あればお願いします。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、そこについて質疑はないものと認めます。

それでは、その次、歳入歳出、46、47、48、49、50、歳入歳出のところ一括で受けます。歳入歳出項目別。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、質疑はないものと認めます。

それでは、51ページから58、59ページ、給与明細から市負担金に関する調書、ここまでで質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、質疑はないものと認めます。

これで一般会計及び墓地事業特別会計予算の全ての質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 討論なしと認めます。

では、これより議案第4号及び議案第5号について採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第4号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和8年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計予算についてですが、採決に当たっては印西地区環境整備事業組規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで土井主幹、お願いします。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 大変申し訳ございませんでした。先ほど予算書の23ページの増田議員の印西斎場 I T V の保守点検なのですが、今後また実施するののかということなのですが、けれども、今後も実施する予定で、不具合がもう出ておりますので毎年実施するという事です。

以上です。

◎閉会の宣告

○議長（柴田圭子議員） では、以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午後 5時20分）